

第4期行財政改革推進プログラム

(平成20～21年度)

実 績

平成22年5月
秋 田 県

目 次

I 財政運営システム改革

1 「選択と集中」による事業の抜本的な見直し	1
1. (1) 全事業のゼロベースからの見直し	
2. (2) 重複・類似事業の整理統合	
2 歳出の更なる見直し	3
3. (1) 人件費の縮減	
4. (2) 県債発行の抑制	
5. (3) 県単独補助金の廃止・縮減	
6. (4) 病院・大学等への繰出金等の縮減	
7. (5) 県有建築物の維持管理コストの削減、長寿命化	
8. (6) 投資事業の重点化	
9. (7) 一層の事業コストの削減	
10. (8) 予算執行段階の経費削減	
11. (9) 国直轄事業負担金の廃止・見直しに向けた国への要望活動の推進	
3 歳入の確保対策	13
12. (1) 県税の収入率の向上	
13. (2) 未収金の解消による収入の確保	
14. (3) 使用料・手数料の見直しによる収入の確保	
15. (4) 県有資産の処分・貸付等による収入の確保	
16. (5) 企業広告の活用	
17. (6) 基金等の活用	
18. (7) ふるさと納税制度を活用した寄附金収入の確保	
19. (8) 地方財政基盤の強化に向けた取組	
4 公会計改革の推進	20
20. (1) 企業会計の視点による資産・債務の管理・改革	
21. (2) 連結決算を前提とした公営企業・第三セクターの経営改革	

II 行政運営システム改革

1 職員数の縮減と行政ニーズに対応した機動的な組織体制	21
22. (1) 職員数の更なる縮減	
23. (2) 政策目的を踏まえたスリムで効率的な組織体制の整備	
24. (3) 産業振興と雇用の場の創出に向けた体制強化	
25. (4) 市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備	
26. (5) 県立病院の独立行政法人化の推進	
27. (6) こども総合支援エリア療育機関の独立行政法人化の推進	
28. (7) 試験研究機関の独立行政法人化等による効率的運営と機動的・ 効果的な事業の推進	
29. (8) 庁内分権の推進と効率的・効果的手法の確立	
30. (9) 職員の縮減に対応できる柔軟な組織運用	

2 知事部局以外の機関の改革	28
31. (1) 教育委員会の改革	
32. (2) 警察本部の改革	
33. (3) 各種行政委員会の改革	
34. (4) 議会事務局の改革	
3 柔軟で効率的な行政システム	31
35. (1) 政策等評価制度の見直し	
36. (2) 電子自治体の一層の推進	
37. (3) I T活用による一層の効率化	
38. (4) 業務改善の継続的な取組	
4 職員の資質向上	35
39. (1) 職員の政策立案能力・業務遂行能力の向上と意識改革	
40. (2) 能力・実績を重視した人事・給与管理の拡充	

III 公共サービス改革

1 役割分担の明確化等による地域の自立促進	37
41. (1) 市町村に対する更なる権限移譲の推進	
42. (2) 県有施設の市町村・民間への譲渡の推進	
43. (3) 地方分権、道州制論議の浸透と国への働きかけ	
44. (4) 新時代国土発展制度（1国2制度）の導入に向けた国への働きかけ	
2 民間委託の促進と住民・地域団体との協働の拡大	41
45. (1) 社会貢献活動を行う企業や市町村、NPO等との協働の推進	
46. (2) 県民との協働を推進するための仕組みづくり	
47. (3) 自主的・主体的活動を支える資金調達環境の整備	
48. (4) 県民全体で支える森づくりの推進	
49. (5) 社会全体で支える子育て支援と教育の充実	
50. (6) アウトソーシングの拡大	
3 時代の変化に応じた県有資産の有効活用	47
51. (1) 公共施設の有効活用の推進	
52. (2) 自治研修所の有効活用	
53. (3) 職員公舎・知事公舎のあり方検討	
4 県民視点、県民満足度向上の徹底	50
54. (1) 徹底した情報公開の推進	
55. (2) 新たな広報戦略に基づく広報・広聴の推進	
56. (3) 審議会の統廃合など県民の意見を聴く仕組みの再構築	
57. (4) 適正な公共調達を行うための取組	
58. (5) 内部通報制度の充実	
59. (6) 職員の営利企業への再就職の制限	
5 第三セクターの徹底的な見直し	56
60. (1) 整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組	
61. (2) 経営指導の強化等による経営の合理化・効率化の推進	
62. (3) 経営やサービスの改善のための目標管理制度の見直し	

第4期行財政改革推進プログラム(平成20～21年度)実績

I 財政運営システム改革

1 「選択と集中」による事業の抜本的な見直し

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
1	全事業のゼロベースからの見直し	財政課	○	継続

【取組目標】

- ◎ 収支不足を解消し、基金の取り崩しに頼らない財政運営とするため、平成19年度予算の歳入・歳出の全般にわたって、真に必要か否か、効率的に行われているかなどの観点から抜本的に見直します。
- ◎ これにより、平成19年度当初の収支不足額を、平成20、21年度の2か年で解消し、平成22年度以降は、収支をほぼ均衡させ、一定の基金残高を確保し、安定した財政運営ができる体制とします。
- ◎ また、この財政改革で既存事業の縮減を図りながら、本県の自立と発展に向けた政策経費を確保します。

【実績】

■ 収支不足の改善

平成19年度当初の収支不足額290億円を、平成20年度当初で142億円、平成21年度当初で93億円改善し、平成21年度当初の収支不足額を55億円まで減少させました。

■ 歳出の削減

歳出は、人件費・公債費・経常経費・政策経費等の見直しにより、2か年の一般財源ベースで386億円削減しました。

■ 重点施策の推進

社会保障関係費が増加する中であっても、歳出の削減及び「選択と集中」の徹底を図ることにより、重点施策のための政策経費を確保しました。特に、「産業振興・雇用対策」「子育て・教育力の強化」「セーフティネットづくり」等に重点的に予算を配分しました。

※平成21年度 重点施策 事業費502億円

【子育て・教育力の強化】	204億円
【産業の成長力の強化】	162億円
【自立のためのセーフティネットづくり】	109億円
【自然と共生する社会づくり】	13億円
【自立・発展の仕組みづくり】	14億円

スプリングレビューによる部局主体の全事業の見直し（一次見直し）や、予算編成による精査（二次見直し）を通じて、重点施策の選択と集中を図りました。

■ 更なる見直し

国、地方併せて800兆円を超える長期債務を抱え、厳しい経済情勢により税収減が避けられない状況の中で、今後も県民サービス向上のための財源確保に向け、22年度以降の「新行財政改革大綱」において、徹底した行政コストの縮減と選択と集中による財政運営を推進していきます。

指 標 名	単位		現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
・ 収支不足額：当初予算ベース ：決算ベース	億円	目 標		△148 (△80)	△60 (0)	
		実 績	△290 (△180)	△148 (0)	△55 (△48)	
		達成率	(19年度)	100.0% (180.0%)	102.2% (73.3%)	

指 標 名	単位		現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
・ 主要基金残高 (決算ベース)	億円	目 標	335	250	250	
		実 績		376	366	
		達成率	(19年度)	150.4%	146.4%	

指 標 名	単位		現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
・ 歳出削減目標 (一般財源ベース)	億円	目 標		270	125	
		実 績		270	116	
		達成率		100.0%	92.8%	

指 標 名	単位		現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
・ 政策経費に占める重点事業の割合 (当初予算ベース)	億円	目 標	10.6	14.6	17.0	
		実 績		14.6	17.2	
		達成率	(19年度)	100.0%	101.2%	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
2	重複・類似事業の整理統合	財政課	△	継 続

【取組目標】

◎ 全事業を、休廃止を含めて整理統合し（事業件数を5割程度に縮減）、事業効果を高めるとともに、全体経費を縮減します。

【実績】

■ 平成19年度当初の総事業数2,100件について、スプリングレビュー及び予算編成を通じて目的が類似しているもの等について整理統合を進めた結果、2か年で776件縮減し、全体経費が圧縮する中であっても事業効果を高めました。

■ 平成22年度以降も、5割程度の縮減達成を目指して、引き続き事業の整理統合を進めます。

指 標 名	単位		現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
・ 総事業件数	件	目 標	2,100	1,500	1,000	
		実 績		1,437	1,324	
		達成率	(19年度)	110.5%	70.5%	

2 歳出の更なる見直し

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
3	人件費の縮減	人事課	◎	継続

【取組目標】

- 定員適正化計画等の着実な推進により給与費を縮減するとともに、臨時的に給与カットを実施します。
- 社会情勢の変化や技術の進歩等を踏まえ、業務の特殊性が変化した手当等について見直しを行うとともに、旅費の見直しを行います。

【実績】

■ 給与費の縮減

現行の定員適正化計画の着実な推進による職員数の縮減や臨時的な給与カットの実施により、給与費を縮減しました。

※一般職の臨時的給与カット（19年11月から22年3月まで）の概要

管理職	給料の4%	管理職手当の16%
副主幹・主査級等	給料の4%	
主事・技師級等	給料の2%	

■ 各種手当等の見直し

新たに主幹の職に昇任する職員への管理職手当や自宅に係る住居手当を廃止するなど、業務の特殊性や社会情勢の変化等を踏まえた諸手当の見直しを行うとともに、旅費について、日当の廃止や走行距離に応じた車賃の支給など、より旅行実態に即した制度に見直しました。

- 今後も、新たに策定される定員適正化計画等の推進により給与費の一層の縮減に取り組むとともに、業務の特殊性の変化等に着眼した各種手当での見直しを実施します。

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
・給与カットを含めた人件費	億 円	目 標	1,645	1,551	1,561
		実 績		1,544	1,511
		達成率	(19年度)	107.4%	159.5%

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
4	県債発行の抑制	財政課	△	継続

【取組目標】

- 将来の財政負担を軽減するため、県債発行を抑制し、当初予算ベースでのプライマリーバランスの黒字（県債発行額を当該年度の公債費（元金償還額）の範囲内に抑制）を確保します。
また、3年間の取組期間内に決算ベースでのプライマリーバランスの黒字を目指します。

【実績】

■ 当初予算ベース

国の税収減等に伴い、地方交付税の代替措置として発行する臨時財政対策債が増加していることから、平成20年度、21年度当初のプライマリーバランスは赤字となりました。

平成20年度	公債費（元金償還額）760億円	－	県債発行額 795億円	=	△ 35億円
平成21年度	公債費（元金償還額）769億円	－	県債発行額 1,087億円	=	△ 318億円

しかし、通常県債の発行抑制に努めたことから、臨時財政対策債を除いた実質では、平成20年度当初は155億円、平成21年度当初は131億円の黒字を確保しました。

※実質的な地方交付税増額のための臨時財政対策債を除いた場合					
平成20年度	公債費（元金償還額）716億円	－	県債発行額 561億円	=	155億円
平成21年度	公債費（元金償還額）714億円	－	県債発行額 583億円	=	131億円

■ 決算ベース

平成20年度、平成21年度の決算ベースでのプライマリーバランス（臨時財政対策債を含む。）はいずれも赤字となりました。

平成20年度	公債費（元金償還額）760億円	－	県債発行額 893億円	=	△ 133億円
平成21年度	公債費（元金償還額）768億円	－	県債発行額 1,026億円	=	△ 258億円

しかし、通常県債の発行抑制に努めたことから、臨時財政対策債を除いた実質では、平成20年度決算では87億円の黒字を、また、平成21年度決算では221億円の黒字を確保しました。

※実質的な地方交付税増額のための臨時財政対策債を除いた場合					
平成20年度	公債費（元金償還額）716億円	－	県債発行額 629億円	=	87億円
平成21年度	公債費（元金償還額）714億円	－	県債発行額 493億円	=	221億円

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
5	県単独補助金の廃止・縮減	財政課	◎	継続

【取組目標】

- 福祉、産業、教育など、すべての分野の補助金について、ニーズの再検討、効率化の要請等の視点から見直します。
また、各種団体に対する運営費補助についても、例外なく見直しを行います。
- 本県の自立と発展に向けて真に必要なものについては、財政改革で財源を確保し、対応していきます。

【実績】

- すべての分野の県単独補助金についてゼロベースから見直し、2か年にわたる取組により新規・増額分を除いて121億円の県単独補助金を縮減しました。
- スプリングレビュー及び予算編成を通じて、県民ニーズ等の観点から新設・増額が必要なものについては積極的に対応するとともに、市町村や関係団体に対して丁寧な説明・協議を行いました。

見直しの分類	増減
終期設定等により廃止	△ 38億円
社会経済情勢や県民ニーズの変化等からの縮減	△ 12億円
県と市町村、団体等との役割分担の観点からの縮減	△ 8億円
対象を重点化することにより縮減	△ 33億円
効率的な事業執行の観点から縮減	△ 30億円
縮減額 合計	△ 121億円
・ 県民ニーズ等に対応して増額	68億円
・ 県民ニーズ等に対応して新設	29億円

- 今後も、関係機関の理解を得ながら県単独補助金の見直しに取り組めます。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・ 補助金の縮減額（増額分を除く）	億円	目標	△ 70	△ 30	
		実績	△ 70	△ 51	
		達成率	(19年度) 100.0%	170.0%	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
6 (1)	病院・大学等への繰出金等の縮減（県立病院）	医務薬事課	◎	継続

【取組目標】

- 脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの収益性の向上と経費の削減を図るため、「新中期経営計画」及び「経営改善アクションプラン」に基づき、計画的に経営改善を推進します。

【実績】

- 平成20年度は、外部講師による病院経営に関する研修会の開催を通じて職員の経営意識の向上に努めるとともに、脳血管研究センターにおける回復期リハビリテーション医療の提供やリハビリテーション・精神医療センターにおける高密度毎日訓練の実施により、収益拡大が図られました。
- 平成21年度は地方独立行政法人化により、看護師等の職員採用を弾力的に行うことが可能になったため、患者のニーズに応じた適切な医療の提供を行うことができるようになり、収益の確保につながりました。
- 県が定めた中期目標を達成するため、中期計画及び年度計画に沿って、リハビリテーション等の医療サービスの充実を進めるとともに、未収金発生未然防止・早期回収の取組を強化し、収入確保に努めました。
また、物流管理システムによる医薬品等の適正な在庫管理と医薬品・消耗品の共同購入により、経費削減を図りました。
- 今後も、引き続き収益確保に努めるとともに、医薬品等の共同購入の拡大、維持管理経費の削減等、更なる経費縮減に取り組めます。

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
			・病院への繰出金（交付金）	百万円	3,418
		目 標			
		実 績	3,076	2,820	
		達成率	100.0%	100.0%	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
6 (2)	病院・大学等への繰出金等の縮減（公立大学法人）	学術振興課	○	継続

【取組目標】

◎ 公立大学法人である秋田県立大学及び国際教養大学に対して、県が定めた法人の中期目標の達成を図りながら、業務内容や運営方法の見直しによる更なる経費節減と収入増加に取り組むよう求めるとともに、経営努力がより一層反映できるよう算定方法を見直すなどにより、運営費交付金の縮減に努めます。

【実績】

- 両大学に対し、一層の自主財源の確保及び運営経費の削減を求め、県が支出する運営費交付金を縮減しました。
- 秋田県立大学は、受託事業収入の確保、外部資金の確保、共同研究料の新規徴収等により自主財源を確保するとともに、教育施設管理の委託仕様の見直しや教員研究費の約5%の削減により運営経費の削減を行いました。
- 国際教養大学は、受託事業収入の確保、外部資金の確保等により自主財源を確保するとともに、システム保守管理契約の見直しや、施設管理の一括契約等により、経費削減を行いました。
- 今後は、更なる経営努力を促すと同時に、これまで以上の成果を生み出し、県民に貢献していく取組を進めます。

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
・大学への運営費交付金等	目 標	5,401	5,184	4,990	縮減
	百 万 円		5,184	5,002	
	達 成 率	(19年度)	100.0%	97.1%	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
7	県有建築物の維持管理コストの削減、長寿命化	財産活用課	◎	継続

【取組目標】

- ◎ 平成19年度に策定する「県有資産の最適管理に関する基本方針」に基づき、各建築物の維持管理に関する基礎台帳を作成し、目的や構造、規模が似通った建築物を相互に比較することにより、改善点を明らかにし維持管理コストを削減します。
- ◎ 国体関連施設等の県有建築物の整備が進み、今後は適正な維持管理による長寿命化が重要になることから、予防保全を基本とした計画的な修繕を行うとともに、施設情報や維持管理に要する予算の集約化等により一元的なメンテナンスを行う体制とします。

【実績】

■ 光熱水費等の適正化

各施設のエネルギー使用量等を一元的に把握できるFM(ファシリティマネジメント)台帳を整備し、エネルギー使用量の多い施設を把握することが容易になりました。これにより、当該施設のエネルギー消費実態を現地調査し、設備運営方法の改善提案等を行うことにより、光熱水費の適正化を図りました。

【現地調査の実施施設】

農業試験場、森林技術センター、水産振興センター、総合教育センター（自治研修所含む）等平成21年度に県庁舎、議会棟、各地域振興局の執務室の照明器具を省エネタイプに改修し、年間電気料金が780万円の削減を見込んでいます。また、県庁第二庁舎の大会議室やホールの照明器具をLED照明に改修し、年間電気料金が70万円の削減を見込んでいます。

■ 一元的なメンテナンスを行う体制

県有建築物の維持管理業務を効率的・効果的に推進するため、平成20年度に「公共建築物活用室」を出納局に設置し、一元的なメンテナンスを行う体制を整えました。

■ 維持管理業務委託の標準化

維持管理業務委託の見直しについて、維持管理の各種業務ごとに標準タイプとして仕様・積算基準を作成し、周知しました。また、委託業務の内容を確認し、特に委託を必要としないものを仕分けしました。

■ 更なるエネルギー削減への取組

今後も、更なるエネルギー削減へ取り組むために、設備の運営方法の改善指導、省エネ中長期計画の策定、職員への節電等の働きかけ等を行います。

また、「秋田ふるさと村、近代美術館」のエスコ事業導入のため公募により事業者を選定しました。今後も可能性のある他施設への同事業の導入を検討します。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・県有建築物のエネルギー使用量 (18年度を100とした場合)	%	目標	99	95	93
		実績	97	95	
		達成率	300.0%	100.0%	

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・県有建築物の維持管理業務委託費	百万円	目標	2,178	1,736	—
		実績	2,033	1,644	
		達成率	759.1%	119.8%	

※ 平成21年度の目標数値は、独立化した脳研・リハセンに係る委託費相当分を控除した数値に変更。

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
8	投資事業の重点化	財政課	○	継続

【取組目標】

- 総事業費の着実な縮減を継続するとともに、新規箇所を厳選するなど投資事業の重点化を図ります。
- 「選択と集中」、「費用対効果」の観点から事業費の重点配分に努め、公共事業の質を高めることにより、社会資本整備の実質的向上を図ります。

【実績】

- 公共事業箇所選定会議の開催等により新規箇所を厳選するなど、投資事業の重点化を図り、総事業費を2か年で166億円（対19年度当初予算：12.7%）縮減しつつも、県内経済に配慮し、補正予算で対応した経済雇用対策関連の繰越事業を含めた実質では前年度並みを確保しました。
- 「社会資本整備指針」に沿った整備を図るほか、スプリングレビューの結果を踏まえた投資事業の重点化を図りました。また、予算編成では、維持管理系事業費に配慮するとともに、秋田の元気づくり、中長期的視点からの必要性・緊急性の高い事業を優先的に予算化しました。
- 平成22年度以降も、引き続き公共投資の重点化に取り組めます。

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
・投資事業費（当初予算）	目 標	1,305	1,169	1,109	
	実 績		1,169	1,139	
	達成率	(19年度)	100.0%	84.7%	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
9	一層の事業コストの削減	営繕課 技術管理室	△	継続

【取組目標】

- ◎ 公共建築物の設計にあたって、民間建築物の価格を調査、分析することにより、建築物のグレードの見直し及びコスト削減に取り組みます。
- 地域の実情にあった効果的な公共事業を推進するため、県独自の計画・設計仕様（秋田スペック）の適用件数の拡大を図ります。
- 「設計VE」の取組をさらに進め、公共事業のコスト削減を拡大します。

【実績】

■ 公共建築物のコスト縮減

民間建築物の坪単価等の価格調査を実施し、比較分析した結果、総じて、県発注の建築物の単価が特に高いという傾向は見られませんでした。

設計グレードの見直しについては、設計発注案件2件の設計VEを通じて検討を行いました。その結果、すべての建築物において統一的な仕様を定めるよりも、建築物の特性に応じて個別に検討することが望ましいと判断しました。

今後は、設計案件ごとに設計VEを実施するなどにより設計グレードを検討して事業コストの低減に努めます。

■ 秋田スペックの拡充

農林水産部と建設交通部の秋田スペック統合事例集を観点項目別に解りやすく整理し、ホームページへの掲載等により周知を図りました。

秋田スペック適用工事の調査及び新規登録の照会を年2回実施するとともに、秋田スペック適用工事割合の目標到達を図るため、各事業課からなる担当者会議を開催し、適用拡大の働きかけを行いました。

その結果、2か年とも目標を達成し、平成21年度には2工事に1件の割合で秋田スペックが採用されましたが、新規の登録はありませんでした。そのため、今後も秋田スペックの活用及び新規登録を推進していきます。

■ 設計VEの推進

VEリーダーとなるための基礎知識の習得や認定者を育成するとともに、管理職員を対象としたVE総合研修などにより、VEを円滑に実施するための環境づくりを主眼に取り組みました。

【VE基礎研修の実施】 平成20年 2回 平成21年 1回

【VEワークショップリーダー研修】 平成21年 1回

【VEリーダー認定試験の受講支援】 通年

【職員のみによるインハウスVE】 平成20年 8件 平成21年 13件

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・秋田スペックの適用工事割合 (適用工事件数/発注工事件数)	目標	20	30	50	70
	実績		38.6	53	—
	達成率	(19年度)	128.6%	106.0%	—

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・設計VE実施件数	目標	14	20	25	30
	実績		8	13	—
	達成率	(19年度)	40.0%	52.0%	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
10	予算執行段階の経費削減	財政課	○	継続

【取組目標】

- ◎ 厳しい財政状況の中で、予算編成だけでなく、予算執行段階においても、効率的な事業執行に努めるとともに、随意契約を極力減らしていくなど契約方式を見直すことにより経費節減を図ります。
- 職員のコスト意識を一層高め、「予算は限度額であり、使い切るものではない」という意識をさらに徹底させます。

【実績】

- 予算編成だけでなく、予算執行においても徹底した経費節減を求め、「コピー使用の節減」「暖房温度の適切な設定・管理」「価格動向を見据えた発注方法・時期の見直し」等、各部局予算担当職員等へのコスト意識の徹底を図りました。
- 平成20年度決算では、効率的な事業執行や国の補正予算の活用等により、当初予算の財政2基金取崩額を決算ベースで解消し、全額積み戻しました。
- 平成22年度以降も、引き続き効率的な予算執行に努め、財政基金の取崩しを縮減します。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・ 収支不足額 上段：当初予算ベース 下段：決算ベース	億円	目標	当初△290	△148 (△80)	△60 (0)
		実績	(決算△180)	△148 (0)	△55 (△48)
		達成率	(19年度)	100.0% (180.0%)	102.2% (73.3%)

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
1 1	国直轄事業負担金の廃止・見直しに向けた国への要望活動の推進	建設交通政策課	◎	継続

【取組目標】

- ◎ 国直轄事業については、基本的に国の責任のもとで実施されるべきであり、県独自の要望、全国知事会を通じた要望等により、国直轄事業負担金の段階的縮減や廃止等、制度の見直しを求めます。
特に道路に係る国直轄事業負担金については、道路特定財源を充てることも含め、早期に制度の見直しを行うことを強く求めます。
- ◎ 本来、管理主体である国が負担すべき維持管理費については、国直轄事業負担金として地方公共団体に財政負担させることなく、直ちに廃止することを求めます。
- ◎ また、国直轄事業負担金の予定額については、地方財政法に工事の着手前にあらかじめ地方公共団体に通知しなければならないと規定されていることに鑑み、事前に十分な情報開示を行うことや事前協議の義務づけなど制度の改善を求めます。

【実績】

- **県の取組**
 - ①「維持管理費に係る直轄事業負担金の廃止」
 - ②「負担金の予定額、内訳などについて、事前の十分な情報開示、事前協議の制度化」

の2項目について、県単独又は県議会建設交通委員会と合同で、国土交通省に対して要請活動を実施するとともに、県選出国會議員に対する説明会を開催しました。
- **全国知事会等を通じた取組**

全国知事会は、直轄事業負担金の廃止等について、総務省及び国土交通省に対して要望活動を行い、また、北海道東北地方知事会が直轄事業負担金に関する緊急提言を実施しました。
- それらの活動を受けて、平成22年度から維持管理費に係る負担金制度を廃止する法案が第174回通常国会に提出されるとともに、現在、国の「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」により廃止等の見直しについて検討が行われています。

3 歳入の確保対策

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
1 2	県税の収入率の向上	税務課	○	継続

【取組目標】

- 個人県民税の未納額の縮減に向けて、県と市町村の連名による「共同催告書」の送付、県職員と市町村職員の「合同滞納整理」の実施、県による「直接徴収」の実施、県職員が市町村職員の身分を併せ持つ「短期併任制度」の活用等市町村との連携による収入確保対策の強化に取り組みます。
- ◎ 県税の滞納額の累増を抑止するため、インターネット公売、タイヤロックによる自動車の差押え等を充実し、県税の徴収対策の強化を図ります。

【実績】

■ 市町村との連携等による収入確保対策の強化

市町村との連携・協力等による未納額の縮減を図るべく、共同催告書の送付、合同滞納整理の実施、短期併任制度の活用により、平成21年度は5市町村において前年度収入率を上回りましたが、税源移譲による滞納額の増加の影響力が大きく、個人県民税未納額は前年度より3億円増となりました。なお、県による直接徴収については要請実績がありませんでした。

■ 県税の徴収体制の強化

インターネット公売、タイヤロックの実施等による徴収対策については、県税未納額のうち、個人県民税を除いた未納の合計額は平成17年度以降毎年度減少していることから、引き続き滞納整理の強化に努めます。

平成17年度	1,090百万円
平成18年度	957百万円
平成19年度	874百万円
平成20年度	708百万円
平成21年度	710百万円（見込）

■ 滞納整理に向けた新たな組織体制

平成21年11月に秋田県地方税徴収対策研究会から、県と市町村が協働して滞納整理を推進するための新たな組織の設立について提言がなされて、平成22年3月に「秋田県地方税滞納整理機構」を設置しました。今後もより効果的な滞納整理を実施していきます。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
			目標	97.70	97.75
・県税収入率	%	97.66	97.46	96.75	—
		(18年度)	99.8%	99.0%	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
13	未収金の解消による収入の確保	財政課 会計課	△	継続

【取組目標】

- ◎ 未収債権の種類や債務者の資産状況を踏まえた未収金の回収対策を検討するとともに、支払督促や少額訴訟などの法的措置を含め未収金の解消に努めます。
- ◎ 未収金の占める割合の大きい中小企業高度化資金について、回収額の増加や回収期間の短縮を図ります。

【実績】

■ 未収金の回収対策

税外未収金を所管する課長等を委員とする「債権管理検討委員会」に関係部局の担当で構成する「ワーキンググループ」を設置し、債権管理マニュアルの作成、債権の実態調査の実施及び法的措置の検討を行い、「債権回収強調月間」を設ける等、全庁をあげて税外未収金の回収に取り組みました。しかし、経済情勢の悪化により回収目標額を達成することはできませんでした。

■ 専門家の活用等による税外未収金回収の取組

法律的な問題のある債務者については、顧問弁護士に相談することにより税外未収金の回収や債権管理に努めました。

中小企業高度化資金について、秋田県版市場化協働テストにおいて債権回収業務等のアウトソーシングの提案を募集しましたが、応募はありませんでした。

■ 今後の取組

今後も、債権管理検討委員会及びワーキンググループにおいて、税外未収金の全体を把握し、横断的に債権管理を行い、税外未収金の解消に取り組みます。

指 標 名	単 位	目 標	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
				133	150	170
・未収金の回収額	百万円	実 績	(18年度)	87	92	
		達成率		58.0%	54.1%	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
14	使用料・手数料の見直しによる収入の確保	財政課 財産活用課	◎	継続

【取組目標】

- 県の施設等の使用料や各種手数料について、受益とのバランスを考慮して適正な負担を求めることとし、使用料等の額の見直し、減免の妥当性の検討、新たな使用料等の導入など収入拡大策を進めます。
- 各施設の使用料等については、利用する県民の利便性向上のため、利用しやすい条件設定に改めるなど、県民サービスの向上を図ります。
- ◎ 各施設を有効活用し民間の事業活動に提供するとともに、行政財産の目的外使用料については、例外的に減免できる場合の減免率の見直しなど適正な徴収に向けて取り組みます。

【実績】

- **使用料・手数料の見直し**
 受益とコストバランスを考慮し、2か年で56件の使用料及び手数料の見直しを行いました。
 - ・新たに設定したもの 24件 増収見込額 29百万円
 - ・改正したもの 32件 増収見込額 115百万円
- **利用しやすい条件設定等**
 県立体育館の利用対象者や貸出範囲の拡大、近代美術館の入館利用料無料化等により、県民の利便性の向上を図りました。
- **目的外使用料の見直し**
 食堂、売店その他の厚生施設について、目的外使用料の免除規定の廃止や使用料に下限を設定したことにより、収入の確保に一定の成果をあげました。
- 今後も、使用料等の見直しや行政財産の目的外使用の減免率の見直しを行うとともに、公募による貸付制度の導入を図ることにより、適正な使用料の徴収に取り組みます。

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
			目 標	20	20
・使用料等の見直し件数	件	実 績	32	24	
		達成率	160.0%	120.0%	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
15	県有資産の処分・貸付等による収入の確保	総務課 財産活用課	△	継続

【取組目標】

- 利用が少なく、また、利用見込みのない県有資産について、民間不動産業者の紹介制度の活用、インターネットの利用等により売却を促進します。
- ◎ 県内における「不動産証券化市場の構築」を目的に立ち上げられた民間団体による市場整備（実務ノウハウの蓄積、SPCの設立、個人及び機関投資家の募集等）に合わせ、証券化手法による売却処分が可能な県有資産のリストアップ等の準備を進めます。

【実績】

■ 未利用資産の売却の推進

未利用財産実態調査を実施し、県有地売却のPR広告を、新聞折り込みや関係市町村、不動産業者等に配布するとともに、インターネットオークションを活用して売却を促進しました。

その結果、平成20年度、21年度ともに目標額の3億円を達成しました。

【主な売却実績】

旧秋田中央道路建設事務所	(192百万円)
旧古四王寮跡地	(91百万円)
千秋矢留町県有地	(142百万円)

今後も、売却環境を整備しつつ、売却手法の検討やPR方法の一層の工夫により、引き続き処分の促進を図ります。

■ 不動産証券化の検討

県有資産の証券化手法による売却処分については、県有資産の現状把握とリストアップ、専門コンサルタントとの情報交換、他の地方自治体の証券化実施事例の収集等を実施し、証券化の可能性を検討しました。しかし、資産の物理的・地理的条件や厳しい経済情勢を考慮すれば、現時点では証券化の可能性は極めて低い状況にあります。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・県有資産の売却額	百万円	目標	300	300	300
		実績	392	312	
		達成率 (19年度)	130.7%	104.0%	

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・証券化可能な資産のリストアップ	件	目標	1	1	1
		実績	0	0	
		達成率 (19年度)	0%	0%	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
16	企業広告の活用	総務課	×	継続

【取組目標】

- ◎ 県有施設のエレベーター内、エントランスホール、壁面等を企業広告を掲載できるスペースとして活用することにより、広告収入を確保します。
- ◎ 県が作成する封筒やパンフレット、冊子等の印刷物・ホームページに企業広告を募集します。
- ◎ 県が主催するイベント等に企業等からの協賛者を募集することにより、イベントを通じた企業活動の機会の提供と、協賛金による歳入確保を進めます。
- ◎ スポーツ施設や観光施設等の県有施設の名称に企業名を付けることができる命名権（ネーミングライツ）を募集することにより、広告収入を確保します。

【実績】

- **広告事業実施要項の策定等**
平成20年度に広告事業に関する基本的なルールを要綱として取りまとめ、「美の国あきたネット」に広告事業の募集を一元化した窓口を作りました。
- **県有施設**
県立野球場（こまちスタジアム）フェンスへの広告の掲示、本庁舎エレベーターホール付近への広告用パネルの設置を行いました。
- **印刷物・ホームページ**
県が作成する封筒（自動車税納税通知書用封筒）、観光パンフレット、冊子（県政だより、地域振興局だより）等の印刷物に広告を掲載するとともに、「美の国あきたネット」のトップページにバナナ広告を掲載しました。
「ふるさと納税チラシ」に掲載する広告募集を行いました。応募はありませんでした。
- **命名権（ネーミングライツ）**
男鹿水族館・県立総合プール・県立野球場の3施設について、ネーミングライツ（命名権）の募集を行いました。応募はありませんでした。
- 今後は、県印刷物やホームページへの企業広告掲載の拡充や、イベントを通じた企業活動の機会の提供と協賛、ネーミングライツの再募集の実施など、新たな歳入の確保を目指します。

指 標 名	単位	現 状 (年 度)	現 状 (年 度)		
			20年度	21年度	22年度
・ 県有建築物を活用した企業広告数 (新規分)	目 標	1	3	3	3
	実 績		0	6	—
	達成率	(19年度)	0%	200.0%	—

指 標 名	単位	現 状 (年 度)	現 状 (年 度)		
			20年度	21年度	22年度
・ 印刷物・ホームページによる企業広告 の募集 (新規分)	目 標	4	5	5	5
	実 績		2	0	—
	達成率	(19年度)	40.0%	0%	—

指 標 名	単位	現 状 (年 度)	現 状 (年 度)		
			20年度	21年度	22年度
・ ネーミングライツ件数 (新規分)	目 標	0	1	1	1
	実 績		0	0	—
	達成率	(19年度)	0%	0%	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
17	基金等の活用	財政課	◎	継続
<p>【取組目標】</p> <p>◎ 各種基金の役割について見直しを行い、基金の整理・統合を含めた有効活用について検討します。</p> <p>◎ 残高や今後の使用状況等を勘案して、取り崩して一般財源として活用することや条例で定められた用途の拡大などについて検討します。</p> <p>【実績】</p> <p>■ 特定目的基金の活用 美術品取得基金や森林整備担い手育成基金等、特定目的基金の充当事業の用途を拡大し、2か年で1,266百万円の活用を図りました。</p> <p>■ 各基金の取り崩し、用途拡大、整理統合の検討 全基金について、個別に目的や残高、活用状況を整理し、可能なものから一般財源として活用等を行うとともに、今後の整理の見込みを作成しました。 また、国の制度等による基金については、取り崩し、用途拡大に制限がありますが、可能なものについては、国に対して制度改正等の要望を行いました。</p> <p>■ 今後も、引き続き基金等の活用を図っていきます。</p>				

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
18	ふるさと納税制度を活用した寄附金収入の確保	総合政策課	◎	継続
<p>【取組目標】</p> <p>◎ ふるさと納税制度の導入に伴い、「ふるさとを応援したい」、「ふるさとの発展のために貢献したい」という納税者からの本県及び本県市町村への寄附金の受け入れを積極的に推進します。</p> <p>【実績】</p> <p>■ 寄附金実績 県への寄附金の申込状況は、平成20年度は49件、1,863,111円、平成21年度は29件、1,841,500円でした。</p> <p>■ 市町村との寄附金共同募集等 県外事務所や市町村と連携しながら、県外在住者等に対し、県のウェブサイトやチラシ等を活用して広報するとともに、県人会、ふるさと会、同窓会等のイベントの機会を活用して共同PRを実施しました。</p> <p>■ 寄附金活用施策事業の実施 寄附金活用施策事業として「環境・景観の保全」「人材の育成」等、4つの用途メニューを設定するとともに、寄附者の自由記載や用途を指定しない申込みも可能としており、寄附者の思いに応える事業の実施を図りました。平成21年度は、平成20年度に受け入れた寄附金を「白瀬南極探検100年記念プロジェクト」「『秋田にプロバスケットチームを』支援事業」等、6つの事業で活用しました。</p> <p>■ 寄附金収納環境の整備等 寄附者の利便性向上のため、平成21年6月からクレジットカードによる公金収納や口座振込の方法を導入し、収納環境の整備を図りました。 寄附者との「きずな」づくりのため、「きずなだより」によるふるさと情報の提供や、市町村と共同でウェルカムサービスを実施しました。</p> <p>■ 今後も、市町村等と連携して、広報活動の強化、寄附金収納環境の整備等に取り組んでいきます。</p>				

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
19	地方財政基盤の強化に向けた取組	財政課 総合政策課	◎	継続
<p>【取組目標】</p> <p>○ 地方財政基盤の充実・強化に向けて、本県独自に又は全国知事会等を通じて、地方の財政需要の適切な算入による地方交付税等の総額確保を国に強く求めます。</p>				
<p>【実績】</p> <p>■ 国の施策・予算に関する提案、要望 「国の施策・予算に関する提案、要望」において、地方財政強化のため、国から地方への税源移譲や地方交付税総額の復元・増額などを求めました。</p> <p>■ 全国知事会等を通じた働きかけ 全国知事会議等による政府・与党への要望や内閣総理大臣等との協議・懇談などを通じ、秋田県も地方財政基盤の充実・強化についての働きかけを行いました。</p> <p>■ 地方交付税の増額 地方交付税の総額確保については、政府の平成22年度当初予算において地方交付税が対前年度比で約1.1兆円の増額が行われました。 しかし、景気の低迷による税収減等によって地方の財源不足は深刻化しているため、今後も安定的かつ予見可能性の高い地方交付税制度の確立を求めています。</p>				

4 公会計改革の推進

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
20	企業会計の視点による資産・債務の管理・改革	会計課	◎	無
<p>【取組目標】</p> <p>◎ 企業会計の手法に基づく新たな公会計制度の確立に向け、平成21年度までに、平成20年度決算に基づく財務4表（①貸借対照表、②行政コスト計算書、③資金収支計算書、④純資産変動計算書）を作成します。</p> <p>【実績】</p> <p>■ 平成20年度は、平成19年度決算に基づく普通会計財務書類（①、②）を総務省方式で作成し、県のホームページ等で公表しました。</p> <p>■ 平成21年度は、平成20年度決算に基づく普通会計財務4表（①～④）を総務省方式改訂モデルで作成し、県のホームページ等で公表しました。これらの資産・債務に関する情報開示により、今後の経年変化や類似団体等との比較が可能になりました。</p> <p>■ 発注主義会計の導入に対応する財務会計システムについて、複式仕訳機能を検討しました。</p>				

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応																						
21	連結決算を前提とした公営企業・第三セクターの経営改革	総務課 会計課	◎	継続																						
<p>【取組目標】</p> <p>◎ 新たな公会計制度の下、公営企業・第三セクター等会計の勘定科目やデータ処理方法の整理・調整を行った上で、普通会計に統合した連結バランスシートを作成します。</p> <p>○ 連結バランスシートの公表によって、公営企業・第三セクター等の財務状況を県財政全体の中で明らかにし、さらに経営改革を進めます。</p> <p>【実績】</p> <p>■ 総務省方式改訂モデルにより、第三セクター等の財務諸表及び決算数値等を普通会計財務4表へ連結し、簡潔に要約した連結財務書類、作成基準及び明細書等とともに県のホームページ等で公表しました。これにより、公営企業・第三セクター等の財務状況が連結全体の中で明らかになりました。</p> <p>■ 経営状況や資産債務状況の把握については、財務諸表の適正性の確保が前提となることから、第三セクターである特例民法法人に対して、最新の公益法人会計基準を早期に適用するよう指導しました。（平成21年11月19日秋田県知事・秋田県教育委員会申合せ）</p>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">指 標 名</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">現 状 (年 度)</th> <th style="text-align: center;">20年度</th> <th style="text-align: center;">21年度</th> <th style="text-align: center;">22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">・ 普通会計決算へ統合を完了した第三セクター等の法人割合</td> <td style="text-align: center;">目 標</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実 績</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">達 成 率</td> <td style="text-align: center;">(19年度)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">200.0%</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>					指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度	・ 普通会計決算へ統合を完了した第三セクター等の法人割合	目 標	0	0	50	100	実 績		0	100	-	達 成 率	(19年度)	-	200.0%	-
指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度																					
・ 普通会計決算へ統合を完了した第三セクター等の法人割合	目 標	0	0	50	100																					
	実 績		0	100	-																					
	達 成 率	(19年度)	-	200.0%	-																					

Ⅱ 行政運営システム改革

1 職員数の縮減と行政ニーズに対応した機動的な組織体制

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
22	職員数の更なる縮減	人事課	◎	継続

【取組目標】

- 平成23年度の知事部局職員3,500人体制に向けて定員の管理に取り組むとともに、事務事業の見直し等により、職員数の更なる縮減を検討します。
- 用地業務や福祉・生活相談業務等については、専門分野の知識や経験を有する職員を再任用・再雇用することにより円滑な業務の継続に対応します。

【実績】

■ 採用の抑制

将来の年齢構成に配慮するため今後の採用数を平準化していくこととし、平成22年度採用計画にあたっては、専門的業務の継続性の観点から技術職員を一定数確保しつつ、全体的な新規採用数を抑制し職員数の縮減を図りました。

■ 事務事業の見直し

市町村への権限移譲など、事務事業の見直しによる職員数の更なる縮減を検討し、平成21年度からの2か年の縮減目標を438名としました。また、平成21年10月の協働政策会議において県と市町村が協働して行う事務事業について検討を行い、地方税徴収対策などの機能合体を推進することとしました。

■ 早期退職者非常勤再雇用等の推進

用地業務や福祉・生活相談業務等に関する専門知識や経験の活用を図るため、早期退職者の非常勤再雇用及び定年退職者の再任用を行いました。

早期退職者	平成20年	4名	平成21年	6名
定年退職者	平成20年	4名	平成21年	3名

指 標 名	単 位	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度	
・ 知事部局の職員数 (病院、県立大学、公営企業を除く)	人	目 標	4,066	3,938	3,832	3,672
		実 績	(19年度)	3,893	3,761	
		達成率		135.2%	130.3%	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
23	政策目的を踏まえたスリムで効率的な組織体制の整備	人事課 福祉政策課	◎	継続

【取組目標】

- 行財政運営の徹底した簡素・効率化を図りながら、行政ニーズや県政を取り巻く環境の変化に迅速・的確に対応するための組織体制を整備します。

【実績】

- 重点施策を効果的・効率的に推進するための課の再編・新設等
 - ・ 科学技術課に試験研究推進課を統合、秋田の食販売推進課、流通貿易課等の設置（平成20年度）
 - ・ 医師確保対策推進室、家畜生産対策室の設置（平成21年度）
- 特定課題に短期、集中的に取り組む新たなチーム21の設置
 - ・ 医師確保対策推進チーム（平成20年度）
 - ・ 活力ある農村集落づくり推進チーム、メタボリックシンドローム予防推進チーム（平成21年度）
- 関連業務の一元化による政策実現体制の強化
 - ・ 公立大学法人に関する業務、国際航空路線と国際観光、景観行政等（平成20年度）
 - ・ 水と緑の推進と森林整備に関する業務、省エネルギー及び新エネルギー施策（平成21年度）
- 地方機関の組織体制の整備
 - ・ 東京事務所の企画・政策機能の拡充・強化、県税の徴収体制の強化（平成20年度）
 - ・ ダム管理事務所の組織体制の見直し、秋田発電・工業用水導事務所の統合等（平成20年度）
 - ・ 総合食品研究所の体制強化のための農林水産技術センターからの独立（平成21年度）
 - ・ 各流域下水道事務所の廃止及び地域振興局下水道課の設置（平成21年度）
- 地方機関のあり方の検討
 - ・ 中央児童相談所と女性相談所の併設・連携強化について、関係職員によるワーキンググループで検討した結果、利用者の利便性や一時保護業務の円滑な実施体制の確保等を考慮し、それぞれ現在地における機能強化を図ることとしました。
 - ・ 障害者自立訓練センターのあり方について、関係職員等によるワーキンググループで検討した結果、民間の施設整備が進み、利用率が低いことから、平成21年度末で廃止することとしました。平成22年度以降の施設の有効活用等について、引き続き検討を進めます。

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
24	産業振興と雇用の場の創出に向けた体制強化	産業政策課	◎	継続

【取組目標】

◎ 本県の重要課題である産業振興と雇用の場の創出に向けた地域における取組体制を強化するため、地域振興局に、あきた企業活性化センターと連携しながら各地域の企業支援や食品加工等の新たな事業創出支援等にあたる組織を整備し、その機能の強化を図ります。

【実績】

■ **産業振興への取組**

企業訪問活動を通じ企業ニーズや経営課題の把握を行い、あきた企業活性化センターと連携しながら企業支援を推進するため、平成20年度に秋田・平鹿・北秋田の3地域振興局総務企画部の産業振興班を増員をしました。

■ **雇用対策**

- ・平成20年秋以降、急速に悪化した県内経済・雇用情勢への対応を図り、地域の実情に即した体制を強化するため、各地域振興局に「秋田県企業活性化・雇用緊急対策本部」の支部を設置しました。
- ・同支部を主体に市町村・ハローワークと連携して、求人開拓や生活就労支援相談会を開催するとともに、地域の雇用情勢に応じた雇用の創出を図るため、支部が主体となって、雇用対策基金を活用した雇用創出事業を実施しました。
- ・あきた企業活性化センターと企業活性化・雇用緊急対策本部及び各地域振興局間で企業訪問記録の共有化等のための情報システムを構築し、効果的な企業支援活動と連携の強化を図りました。

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
25	市町村合併を踏まえた地域振興局の機能強化、再編整備	人事課	×	継続
<p>【取組目標】</p> <p>◎ 平成の大合併により、県内市町村が69から25に再編されたこと等を踏まえ、地域振興局を3局に統合し、産業振興等のより広域的な課題への対応や業務の効率化・集約化、市町村へのサポート体制の充実を図ります。</p> <p>◎ 統合先は、県民の利便性や現場業務の効率性、産業振興、隣県との地域間交流の推進等の観点から、県北地域は北秋田、県央地域は秋田、県南地域は平鹿の各地域振興局とします。</p> <p>○ 本庁と地域振興局の役割分担の明確化、専門性・現地即決性・機動性・地域との協働協調性の向上など地域振興局の機能強化の観点から、引き続き地域振興局への権限移譲を進めるとともに、3局統合に併せてその大幅な拡大を図ります。</p> <p>◎ 地域住民の利便性や現場業務の効率性の確保、緊急時の対応等を考慮し、当分の間、統合される地域振興局は（仮称）行政センターとして活用します。</p> <p>【実績】</p> <p>■ 平成20年度は、6月に地域振興局再編アクションプラン（案）を策定し、県議会に提出しました。以後、同案は、県民アンケート調査や地域別懇談会での意見を踏まえ、9月及び11月に修正しましたが、議会の理解を得ることはできませんでした。また、地域振興局再編のための条例案は、9月議会、12月議会及び2月議会に提案しましたが、否決となりました。</p> <p>■ 平成21年度は、これらの経緯及び新知事の政策方針を踏まえ、3局への再編を前提とせず、地域振興局組織の見直しを行うことを決定しました。</p> <p>■ 今後は、平成23年度からの実施を目指し、業務の集約など、地域振興局組織の見直しを行います。</p>				

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
26	県立病院の独立行政法人化の推進	医務薬事課	◎	無
<p>【取組目標】</p> <p>○ 脳血管研究センター及びリハビリテーション・精神医療センターの自律的・効率的な業務運営を推進するため、平成21年度を目途に、新たな地方独立行政法人を設立します。</p> <p>【実績】</p> <p>■ 平成20年度は、総務省へ地方独立行政法人の設立認可申請を行うため、外部有識者が参画する法人設立準備委員会を設置し、中期目標の検討や定款の策定等を行うとともに、移行職員を対象とする職員説明会を開催し、新たな地方独立行政法人の設立に向けて準備事業を進めました。</p> <p>■ 平成21年4月1日に、地方独立行政法人秋田県立病院機構を設立し、中期計画及び年度計画に基づき、自律的・効率的な法人運営を図りました。</p>				

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
27	こども総合支援エリア療育機関の独立行政法人化の推進	障害福祉課	◎	継続
<p>【取組目標】</p> <p>○ 太平療育園と小児療育センターの再編統合に伴い、平成22年度当初に秋田市に開設予定のこども総合支援エリア（仮称）療育機関の安定的かつ効率的な事業運営及び弾力的な人事管理を推進するため、開設に合わせて新たな地方独立行政法人を設立します。</p>				
<p>【実績】</p> <p>■ 平成20年度は、療育機関独立行政法人化検討委員会及びワーキンググループを設置し、法人の設立認可準備、運営組織、人事評価制度等に関する基本的事項を検討し、「県立療育機関の法人化に関する基本方針」を策定しました。また、太平療育園及び小児療育センターの職員説明会を開催し、法人化に関する基本的事項を説明しました。</p> <p>■ 平成21年度は、総務省へ地方独立行政法人の設立認可申請を行うため、外部有識者が参画する法人設立準備委員会及び法人化推進会議を設置し、中期目標の検討や定款の策定等を行うとともに、移行職員を対象とする職員説明会を開催し、平成22年4月の地方独立行政法人秋田県立療育機構の設立に向けて準備事業を進めました。</p>				

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
28	試験研究機関の独立行政法人化等による効率的運営と機動的・効果的な事業の推進	学術振興課	○	継続
<p>【取組目標】</p> <p>◎ 第3期行財政改革推進プログラムにおける独立行政法人化の適否の検討結果を踏まえ、試験研究機関が最大の効果を発揮できる最適な運営システム、組織体制を構築します。</p>				
<p>【実績】</p> <p>■ 独立行政法人化の検討 試験研究機関の独立行政法人化の有益性等について、有識者等からの意見を踏まえ、検討を行いました。その結果、現状において、独立行政法人制度が本県の公設試にとって有益なシステムであるとの方向性を見出すことは困難であるとの結論を得ました。 当分の間、県の直営方式を維持しつつ、独立行政法人制度の効果である「自律的・自主的な運営」「スピーディーな試験研究の取組」「経費節減やサービスの向上」と同様の効果の実現を目指して中長期計画に基づき、取組を進めることとしました。</p> <p>■ 試験研究機関の組織体制の見直し 果樹試験場（分場）や健康環境センター等、各試験研究機関において、中長期計画に基づいた最適な運営・組織体制に関する検討・取組みを進めてきました。 ・ 果樹試験場鹿角分場について、試験研究と産地支援を一体的に進める体制を平成22年度からスタートさせ、鹿角分場は平成21年度をもって廃止することとしました。 ・ 健康環境センターについて、適正かつ効率的な管理運営や危機管理への円滑で迅速な対応を図るため、平成21年度に八橋庁舎と千秋庁舎を統合しました。</p> <p>■ 所管の変更 平成22年4月より、試験研究機関は、消費者や事業者のニーズを踏まえて事業部の施策と密接な連携を図りながら試験研究を行うことが望ましいという観点から、学術国際部から事業部に所管を移します。</p>				

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
29	庁内分権の推進と効率的・効果的手法の確立	財政課 人事課	◎	継続

【取組目標】

- 平成20年度及び21年度当初予算に向けて集中的な財政改革を行うため、これまでの予算編成における部局主体の取組を推進することを基本に、事業のゼロベースからの見直しを行います。また、財政改革後の効率的・効果的な予算編成のあり方について検討を進めます。
- 政策課題に柔軟かつ機動的に対応し、各部局の専門性を効率的に発揮するため、年度途中における業務量の増減に対応した部局の権限による配置転換を更に推進します。

【実績】

- **部局が主体となった事業の見直し**
 スプリングレビュー等により、部局が主体となって全ての事業の見直しを行うとともに、新規事業の実施について積極的な検討を行い、歳出の縮減を図りつつ効果的な予算編成に取り組みました。
- **部局の権限による配置転換の推進**
 - ・平成20年度においては、地震被害やガソリン高騰による観光客の減少や世界的金融危機に伴う経済・雇用情勢の悪化を受けて、各部局及び各地方機関の権限で緊急的に人員配置を行いました。
 - ・平成21年度は少子化対策に全庁をあげて取り組むため、少子化政策推進監を設置したほか、部局横断的に本部職員として54名に対し兼任発令を行いました。
 また、住宅供給公社の整理や新型インフルエンザへの対応など、年度途中で発生した政策課題へ対処するため、各部の権限で機動的に人員配置を行いました。

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
30	職員の縮減に対応できる柔軟な組織運用	人事課	◎	継続

【取組目標】

- ◎ 職員間及び年間を通じた業務量の平準化を図るため、班の構成員を原則として5人以上とする大括り化を推進します。また、平成23年度の知事部局職員3,500人体制を見据えて、ゼロベースからの見直しにより職員配置の適正化に努めます。
- 県税滞納整理や用地交渉など夜間帯に勤務を必要とする公所及び研究機関について、登退庁時間の変更を行う等勤務時間の弾力的運用により、公務能率の向上を図ります。
- ◎ 育児短時間勤務の制度を設ける等、職員の多様な働き方が可能となるよう制度の充実を図ります。

【実績】

- **班編制の適正化**
 関連する業務を大きく分類することによって、少人数の班を統合し、班の構成員を5名以上としました。
 班の数 平成19年度 722 → 平成21年度 538
- **勤務時間の弾力的な運用の推進**
 県税部、児童相談所、食肉衛生検査所、各技術専門校等における業務の特殊性を考慮し、勤務時間の割り振り変更を行いました。また、研究機関において行っている割り振り変更も継続して実施しました。
- **多様な働き方が可能となる制度の充実、周知**
 - ・平成19年9月から施行された育児短時間勤務制度に続き、平成20年4月から高齢者部分休業制度を実施しました。
 - ・今後も、育児・介護と仕事の両立等、職員の多様な働き方を可能にする両制度について、さらに周知を図るとともに、職場内での業務負担調整を働きかけます。

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・知事部局及び各種委員会の班の数 (教育委員会除く)	目 標	722	560	560	560
	実 績		550	538	
	達成率	(19年度)	106.2%	113.6%	

2 知事部局以外の機関の改革

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
31	教育委員会の改革	教育庁総務課	△	継続

【取組目標】

- 児童生徒数の減少等に対応した教職員定数の適正化に努めるとともに、教育の質の維持・向上や教職員の年齢構成の是正を図ります。
- 市町村立小・中学校の統合を支援します。
- 鷹巣農林、鷹巣、米内沢、合川の4高校及び湯沢北、湯沢商工の2高校をそれぞれ統合します。
- ◎ 一人ひとりのニーズに応える特別支援教育を推進するため、医療、福祉機関と盲学校、聾学校、総合養護学校を隣接して整備し、「こども総合支援エリア」を開設します。
- ◎ 3事務所5出張所体制となっている教育事務所を、ITを活用した人事・給与等の総務事務の効率化、集中化により、3事務所体制に改組統合します。

【実績】

- 教職員数の適正化**

児童生徒の減少等に対応した教職員定数の適正化を図るため、引き続き退職者の補充抑制や市町村派遣教員の縮小に取り組みました。取組目標については、特別支援学校の児童生徒数が増加していることや、高校において計画を上回る教職員の配置が認められたことなどから、減員数は計画を下回りました。

平成19年度退職者数	338人	平成20年度新規採用者数	88人
平成20年度退職者数	233人	平成21年度新規採用者数	97人
社会教育主事・スポーツ主事の市町村派遣	19年度 19人	→ 21年度	2人
- 教育の質の維持・向上**

学校教育の多様性への対応と充実を図るため、社会人特別選考等の実施により、博士号保有者やスポーツ・芸術に秀でた教員等を新たに採用しました。また、平成20年度は理数教員の増員を行いました。

平成20年度	博士号保有者 5名	スポーツ・芸術 1名	理数教員増 20名
平成21年度	博士号保有者 1名	社会人特別選考（保健体育・英語） 3名	
- 教員採用制度の見直し**

若い優秀な教員を少しでも多く採用し、教員の年齢構成のアンバランスを解消するため、平成20年度採用から、受験年齢上限39歳を全校種35歳に引き下げました。20代の占める割合が極端に低い小学校については、平成21年度採用から32歳に引き下げました。
- 市町村立小・中学校の統合支援**

統合校への円滑な移行ができるよう事前の事務処理に必要な人的措置等を行う市町村に対する支援を平成20年度まで実施しましたが、一定の成果が上がったことから、平成21年度以降は、市町村の理解を得て廃止しました。
- 県立高校の統合・建設**

鷹巣農林、鷹巣、米内沢、合川の4校統合及び湯沢北、湯沢商工の2校統合高校の建設に向けて、建築工事を行いました。両校とも平成23年4月開校予定となっています。
- こども総合支援エリアの建設**

特別支援教育の全県的拠点となる「こども総合支援エリア」の建築工事を実施しました。エリアの名称は「あきた総合支援エリアかがやきの丘」、新たに開校する学校は「秋田県立秋田きらり支援学校」に決定し、平成22年4月に開設しました。
- 教育事務所の改組統合の検討**

平成21年4月から、給与・旅費センターを設置し、教育事務所の総務事務の効率化・集約化を図り、総務事務職員を削減しました。

平成21年度は、現在の3教育事務所・5出張所体制を維持することとしました。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
・教職員定数	人	目標	10,874	10,528	10,386	10,129
		実績		10,682	10,519	
		達成率	(19年度)	55.5%	72.7%	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
32	警察本部の改革	警察本部警務課	◎	継続

【取組目標】

○ 定年退職警察官を再任用し、長年培ってきた専門的な知識・経験・技能を活用することにより、現場執行力の確保や若手警察官等後継者の育成を図り、県民の安全で安心な暮らしを守ります。

【実績】

■ 定年退職警察官の再任用

・専門的な知識や技能を有する定年退職警察官を再任用し、現場執行力を確保するとともに、将来の組織を担う若手警察官に対する伝承教養を推進し、県民の安全で安心な生活の確保を図りました。

平成20年度再任用 21人再任用

平成21年度再任用 28人再任用

・再任用の選考にあたっては、希望状況の把握、再任用計画の策定、事前審査、再任用選考委員会における選考等、年度を通じた取組を実施しました。

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
33	各種行政委員会の改革	人事委員会事務局 職員課 監査委員事務局 監査第一課 労働委員会事務局 審査調整課	◎	継続

【取組目標】

◎ 人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局の総務事務を統合・集中化し、事務の効率化を図ります。

【実績】

■ 平成20年度に総務事務を統合・集中化し、事務の効率化を図ることにより、総務事務担当職員等を3人減員し、事務局職員を平成19年度の45人から42人となりました。

人事委員会事務局 12人 → 11人

監査委員事務局 24人 → 23人

労働委員会事務局 9人 → 8人

計 45人 → 42人

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度	
・事務局職員数 (うち総務事務担当職員数)	人	目標	45 (4)	43 (2)	43 (2)	43 (2)
		実績		42 (2)	43 (2)	
		達成率	(19年度)	150.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
34	議会事務局の改革	議会事務局総務課	◎	継続

【取組目標】

- 地方分権の進展や県の厳しい財政状況など社会経済情勢の変化に迅速・的確に対応するため、「行政監視」、「政策提言」、「県民に開かれた議会」のさらなる強化・充実を目指し、より一層事務局のサポート機能の充実をめめます。
- 特に、分権時代に即応した議会運営や議員会館の機能全体の見直しなど議会の諸改革について引き続き協議機関の検討に付するほか、平成17年度から計画的に実施している事務局業務の見直しによる職員数の縮減を進めます。

【実績】

■ 議会の諸改革のサポート

- 「議会運営委員会議会改革に関する小委員会」を開催して議会の諸改革について調査・検討を行い、次のとおり諸改革を推進しました。
- ・ホームページに掲載する会議録やインターネット配信する範囲を拡大し、情報公開の推進を図りました。
 - ・会議規則を改正し、本会議の開会時間を1時間早め、会議時間を午前9時から午後5時までとすることとしました。
 - ・条例・規則を改正し、政務調査費の全領収書の添付を義務づけるとともに、使途の明確化のためのマニュアルを改正しました。
 - ・本会議録（写）の作製について、経費節減と早期発行のため、業者による印刷製本をやめ、職員によるコピー機での簡易印刷としました。
 - ・議員旅費について、応招旅費の定額制を廃止して旅行実態に即した実費支給とし、さらに、日当を廃止して現地経費を新設する条例改正を行いました。
 - ・議員会館を見直し、主要機械設備の大規模修繕が必要になるまでは使用継続し、その後は廃止することとしました。その後の新たな執務室の設置は廃止時期にあわせて別途具体的な検討を行います。また、土日祝日は応接職員を配置しないこととしました。
 - ・本会議の一般質問について、平成21年6月定例会以降、全議員に1年に1回、議員の発言機会を割り当てることとしました。
 - ・決算審査方法について、平成21年11月臨時会において委員15名で構成する決算特別委員会を設置し、審査は閉会中に行うこととし、部局別審査は全委員が全部局の審査を行うことにより、部局横断的に全体を見ながら詳細な審査を行いました。
 - ・行政委員会に対する本会議の出席要求について、平成22年4月以降、教育庁及び警察本部長を除く行政委員会に対しては、答弁が必要な場合のみ本会議への出席を要求することとしました。

■ 職員数の縮減

事務局職員について、平成21年度に30名体制とする計画に向けて業務の見直しを行い、2か年で1名ずつ総務課職員を削減し、目標を達成しました。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・事務局職員数	人	目標	31	30	30
		実績	31	30	
		達成率	(19年度) 100.0%	100.0%	

3 柔軟で効率的な行政システム

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
35	政策等評価制度の見直し	総合政策課	◎	継続

【取組目標】

- ◎ 県が実施した施策・事業評価について客観性を確保するため、県民、NPO等第三者による外部評価の実施を検討します。
- ◎ 評価事務の効率化を図るため、事業評価すべき対象範囲の見直しを進めます。

【実績】

■ 外部評価の検討

NPO等第三者による外部評価の実施に向け、評価活動に必要な知識やノウハウを習得するための研修会を実施後、NPO法人による外部評価の試験的实施及び成果検証を行いました。その結果、外部評価については、平成22年度に内部評価の制度改善と合わせて本格導入を検討することとしました。

【外部評価の試験的实施内容】

- 「自衛消防組織の育成について」（平成20年度）
- 「国際交流・国際協力の推進について」（平成21年度）
- 「若者の就業支援について」（平成21年度）

■ 評価事務の効率化

評価事務の効率化を図るため、事業の事前評価（公共事業、試験研究事業を除く）を廃止し、目的設定表の作成へと変更しました。また、原則300万円未満の事業を中間評価の対象外とするなど対象範囲の見直しを行いました。

- 今後は、簡素化や評価基準の見直し等、外部評価を含めた政策評価制度全般について現状の問題点を洗い出し、制度改善を図っていきます。

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
36	電子自治体の一層の推進	情報企画課 会計課 総務課 税務課	◎	継続

【取組目標】

- 平成19年3月から開始している電子申請・届出サービスの対象手続を拡大するとともに、添付書類等の簡略化等を行い、手続の利便性の向上を図ります。
- 電子申請・届出サービスによる手続の更なる利便性の向上のため、マルチペイメントネットワークについて、費用対効果を勘案しながら導入に向けた検討を行います。
- 納税者の利便性の向上を図るため、地方税の電子申告の一層の普及拡大を図るとともに、自動車の保有に係る手続きの利便性を高めるため、オンラインによる自動車保有関係ワンストップサービスの導入を検討します。

【実績】

■ 電子申請・届出サービスの手続の拡大

行政手続オンライン化アクションプランに基づき、電子申請・届出サービスの対象手続きの拡大を図り、目標を達成しました。また、イベント参加申込等において、携帯電話からの申請にも対応した簡易申請機能の活用を開始し、利便性の向上を図りました。

■ マルチペイメントネットワークの導入検討

費用対効果を検討した結果、税外収納の電子化は当面見送り、使用料・手数料の伴う電子申請・届出サービスの導入検討時点で「電子申請・申告に伴う電子決済基盤の整備」と位置付け、その後使用料・手数料以外に係る納入通知書についても、県民ニーズ等を踏まえて電子化を図ることとしました。

■ 地方税の電子申告の普及拡大

・法人等に申告書を送付する際の電子申告PRに係るチラシの同封、ラジオでのPR、税理士懇談会での周知依頼、税務署と共同の街頭宣伝等を実施し、電子申告のPRを行いました。その結果、平成20年度の電子申告の利用率は目標の8%を大きく上回る19%に達し、平成21年11月の申告実績では46%に達しました。

・電子申告の拡大に併せ、入力事務の省力化について検討を進めました。その結果、申告データを自動的に基幹システムに取り込む仕組みがないため、電子申告が拡大しても必ずしも入力事務等の省力化に繋がっていないという問題が判明しました。そのため、今後は現状に沿った業務フローの設計や費用便益の試算などに取り組んでいきます。

■ OSS（自動車税ワンストップサービス）の導入検討

先行団体の状況について注視しつつ、県で導入した場合の費用対効果等について検討しましたが、団体間での利用率のばらつきが大きいなど、現状では時期尚早であると判断しました。今後も、引き続き全国の動向を注視するとともに、最も費用対効果の高い方法について検討を進めていきます。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・電子申請・届出サービスの対象様式数 累計	目標	54	70	90	110
	実績		70	106	—
	達成率	(19年度)	100.0%	117.8%	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
37	I T活用による一層の効率化	情報企画課 教育庁給与・旅費センター	◎	継続

【取組目標】

- I Tの活用を拡大し事務処理の効率化・省力化を図るために導入した各情報システムの維持管理費用削減のため、①維持管理業務の契約段階から実働段階までのルール化と効率的に事務を進めるための仕組み作り、②各システムで共通するハードウェア、ソフトウェア、機能、維持管理項目等の集約化、③最適なシステム構築を支援・管理し、また、システムの維持管理業務を引き受ける体制の整備に取り組めます。
- この取組により、新規システムの構築等による全体の維持管理費の増加を抑え、平成18年度の維持管理費が上限となるようにします。
- ◎ I Tの活用による教育委員会の人事管理や給与事務等の効率化・集中化を図るとともに、経費の節減や職員数の縮減を進めるため、人事管理関係システム、給与・旅費支給関係システムを導入します。

【実績】

■ システム共通基盤の整理

集約化された庁内情報システムの一元的監視、問合せ回答内容や問題解決事例のデータベース化など共通維持管理作業のツールとして統合運用管理基盤を整備しました。

また、県と県民が協働でサーバを運営する方式の情報システムが増加していることから、維持管理費増加を抑制するため、共同利用可能なハードウェアとして情報提供交換基盤を整備しました。

■ マネジメント支援体制の整備

最適なシステム構築・運用を支援する「プロジェクトマネジメントオフィス」及びシステムの維持管理業務を引き受ける「I Tインフラマネジメントオフィス」を職員及び外部技術者により組織し、情報システム最適化を推進し、コスト削減を図りました。

・プロジェクトマネジメントオフィスによる支援

①システム構築計画時にその目的や費用の妥当性を評価し、適切なシステムとなるよう支援しました。

②システム構築時に各作業工程で関門検査を行い、円滑なシステム構築を支援しました。

③前年度の維持管理作業の実績により次年度の維持管理費用を自己点検する作業を支援しました。

・I Tインフラマネジメントオフィスによる支援

①統合運用管理基盤の活用により、サービスデスク、サーバ監視、予防保守などシステムに共通する維持管理作業を引き受けました。

②情報提供交換基盤の活用により、外部向けに情報を提供・交換しているシステムを集約し、ハード・ソフト・維持管理費用を削減しました。

■ 教育庁人事管理、給与・旅費支給関係システム

平成21年4月から各関係システムの運用を開始し、人事管理や給与・旅費事務の効率化・集中化に取り組めました。

平成21年4月に、教育庁内に給与・旅費センターを設置し、これまで各教育事務所・出張所で行われてきた小・中学校県費負担教職員の給与・旅費支払関係業務を本庁へ集約し、業務の効率化を図りました。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
			目標	27	27
・取組による情報システム維持管理経費	億円	実績	25	24	
		達成率	(18年度)	108.0%	112.5%

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
38	業務改善の継続的な取組	総務課 人事課 税務課	○	継続

【取組目標】

- スリムで効率的な業務推進体制を確立し、事務の簡素化・迅速化を図るため、業務全般にわたるきめ細かな改善を進めます。
- ◎ 所属長のマネジメント強化
事務の適正な執行を確保するため、所属長のマネジメント強化を図ることとし、所属職員の動向把握、業務進行管理等のチェック体制を確立します。
- ◎ パソコン使用の自粛
仕事上の創意工夫、課題解決のための考える時間を確保するとともに、職員間のコミュニケーションを図るため、一定時間のパソコン使用を自粛する取組を実施します。
- ◎ 口座振替済通知書の廃止
県が債権者に対し口座振替による支払いを行う場合の「口座振替済通知書」の郵送を廃止し、通知書の作成・送付に係る事務及びコスト（通知書の印刷代、郵送料）の削減を図ります。
- ◎ 知事表彰の見直し
知事表彰については、全県的・広域的に表彰すべきものに限定するよう見直します。
- コンビニ納税の拡大等納税者の利便性の向上
県税のコンビニエンスストア窓口納付の対象を自動車税以外に拡大することや電子納税、クレジット納付などの導入を検討し、納税者の利便性の向上を図ります。

【実績】

- **業務改善推進体制の確立等**
 - ・ 知事部局及び教育庁で業務改善を推進するための庁内連絡会を立ち上げ、2S（整理・整頓）活動の推進、保管簿冊の整理、課室内の不要物撤去、キャビネット等の撤去・再配置によるワンフロア化、事務処理方法の改善などを進めました。
 - ・ 事務の簡素化・迅速化、効率的な業務を推進する一環として、口座振替済通知書の郵送廃止、知事表彰の交付範囲等を見直し等を行いました。
 - ・ パソコン使用の自粛については試行しましたが、全庁内での実施には至りませんでした。
- **所属長のマネジメント強化**
 - ・ 平成20年度に「事務ミス防止プログラム」を策定・施行するとともに、管理監督職員のマネジメント能力を養成するため、新任班長を対象とする基礎研修等マネジメント研修を実施しました。また、マネジメント能力を人事評価制度における評価項目としました。
 - ・ 平成21年度は、行動予定表の掲示や個別業務チェックシートの作成等により、所属長が職員の休暇や出張等が見える形で把握するとともに、確実な業務進行管理を行うことで、事務ミス防止の徹底を図りました。
 - ・ 管理監督職員に対するマネジメント能力養成研修は、職場の責任者としての自覚を深めさせるとともに、組織目標達成のための視点を確認させる上で有効であったため、今後も継続していきます。
- **コンビニ納税の拡大等納税者の利便性の向上**
 - ・ 自動車税について、積極的なコンビニ納税の広報活動により、コンビニ納税を利用した納税件数の割合は、導入初年度である平成18年度の21.28%から平成22年3月末現在の28.69%へと7.41ポイント増加しており、時間的制約の少ないコンビニ納税の効果が認められました。
 - ・ 今後も、納税者が納税しやすい環境を整備するとともに、滞納整理にかかるコストを削減できる様々な納付方法や手法の組み合わせ等を検討します。

4 職員の資質向上

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
39	職員の政策立案能力・業務遂行能力の向上と意識改革	人事課 総合防災課	◎	継続

【取組目標】

- 職員一人ひとりの更なる資質向上に向け、新たな職員像を提示し、その浸透を図るとともに、人事交流等の派遣研修と研修所研修のあり方を見直します。
- 効果的なメンタルヘルス対策を講じ、職員が向上心と気概を持ちながら安心して働ける環境づくりを進めます。
- 大規模災害等が発生した場合に、様々な分野の応急対応を迅速・的確に実施するため、長期の視点に立って危機管理に関して中核的な役割を担う「危機管理専門員」を養成し、危機管理体制の充実・強化を図ります。

【実績】

■ 新人材育成基本方針の人事制度への反映

新たな「人材育成基本方針」を作成し、求められる職員像について周知を図りました。また、この方針を踏まえ、中央省庁や民間企業等への派遣を行い、幅広い視野と知識を有する職員について適材適所の人事配置を行いました。

■ 分権時代を担う職員のための派遣研修

北東北3県交流として、青森県、岩手県へ11名の職員が、また、市町村交流として秋田市ほか5団体へ6名の職員が相互交流しており、さらに権限移譲を推進するため、小坂町ほか4団体に5名の職員を派遣し、分権時代を担う職員に必要な課題解決能力等の習得を図りました。

■ メンタルヘルス対策

- ・20～30歳代の職員を対象にしたメンタルタフネスセミナーを開催するとともに、平成21年度は、メンタル不調者の早期発見と対処方法、対人関係スキルの向上を図るため、班長等の管理監督者を対象にしたセミナーを開催しました。
- ・自治研修所において、一般職員及び管理監督者を対象にした「メンタルヘルス・ケア法」研修を開催しました。

■ 危機管理専門員の養成

民間の危機管理シンクタンク等に職員を派遣し、危機管理について専門的な知識を有し各種事案発生時に主導的な役割を果たす危機管理専門員を、平成17年度～20年度の間に10名養成しました。

これまでの養成実績を踏まえ、県全体の危機管理体制強化の観点から、平成21年度は養成方法や配置方針を見直し、職として指定した危機管理専門員に対し内部研修を行う方法に切り替え、危機管理専門研修を2回実施しました。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・危機管理専門員の養成数	人	目標	10	13	16
		実績	10	18	-
		達成率	(19年度) 100.0%	138.5%	

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
40	能力・実績を重視した人事・給与管理の拡充	人事課 教育庁総務課	◎	継続

【取組目標】

- ◎ 人事評価における評価項目、評価手法等の精度を高め、人材育成及び人事管理への更なる活用を図るとともに、現在課長級以上で実施されている人事評価結果の給与反映の対象範囲の拡大を図ります。
- ◎ 地方公務員法の分限事由の一つである「勤務実績が良くない場合」の職員の教育訓練方針及び分限処分等の基準を定め、適切な人事管理を行います。
- ◎ 教育委員会においても、現行の人事評価制度の効果を検証し、必要に応じ制度の見直しを行うとともに、教育庁及び教育機関（学校を除く。）の課長級以上の職員については、人事評価の結果を給与等の処遇に反映します。

【実績】

■ 人事評価

- ・課長級以上の評価結果の給与への反映状況を検証し、今後の給与反映範囲の拡大については評価調整会議を設置することとし、職員組合等との意見交換会を行いながら拡大範囲、方式等について検討しました。平成22年度の評価結果から給与反映できるよう、現在、職員組合等と協議しています。
- ・人材育成全般について検討を行ったワーキンググループの提言を受け、平成22年4月から人事評価シートの改訂、評価期間の変更などを実施することとしました。
- ・派遣職員、研究職員等への人事評価制度適用について、派遣先機関及び試験研究機関と協議を行いました。

■ 分限処分等

平成20年度に分限処分の対象となる職員や処分の手続きについて具体的に定めた要綱を制定しました。当該要綱に基づき、分限事由に該当する可能性があるものとして、所属長から協議のあった職員について、定められた手続きに従い職務実態等について調査等を実施しました。

■ 教育庁及び教育機関（学校を除く）の課長級以上の職員への給与反映

これまでの人事評価制度の効果を検証し、教育庁等の課長級以上の職員については、評価結果を給与に反映するよう制度改正を行い、平成21年度前期の人事評価結果に基づき、21年12月期の勤勉手当成績率及び22年1月期の昇給区分を決定しました。

Ⅲ 公共サービス改革

1 役割分担の明確化等による地域の自立促進

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
4 1	市町村に対する更なる権限移譲の推進	市町村課	◎	継続

【取組目標】

- 個性豊かな地域づくりと、住民がもっとも身近な市町村において総合的な行政サービスを受けることができるよう、知事等の権限に属する事務をできる限り市町村へ移譲します。
- 現行の手上げ方式による移譲が3年目を迎え、市町村により受入状況に差が生じていることから、今後は、市町村の規模や地域の特性などに応じて、市町村毎に受け入れてもらいたい事務を県が具体的に提案し、市町村に働きかけることにより、受け入れ促進を図ります。
- 市町村と共同による研究会の開催や市町村訪問などにより権限移譲への理解を深めながら、移譲率の向上に努めます。

【実績】

■ 提案方式による推進

住民サービスの向上等の視点から市町村の規模や地域特性に応じた提案対象項目を選定し、全市町村に対してその受け入れを働きかけました。

■ 権限移譲研究会等の開催

具体的な項目について県と市町村の担当者が意見交換をする研究会等を開催し、移譲対象事務の理解を深め、受け入れの支障となる解決策を検討するなど、受け入れやすい環境づくりに努めました。

■ 受入市町村への支援

権限移譲に伴う受入れ準備や移譲事務の処理に要する経費について財政的措置を講ずるとともに、その単価を事前に明示しました。

人的支援としては、5名の県職員を派遣したほか、県機関への実務研修生の受入れ、現地調査への同行などによる市町村職員のスキルアップの支援を行いました。

また、移譲後に適切な事務処理が行えるよう、研修会の実施や、事務処理マニュアルや関連情報の提供を行いました。

■ 新たな権限移譲対象事務の追加等

市町村からの要望等を踏まえ、パスポートの申請発給事務を追加し、平成21年度は9市町村に移譲しました。

今後は、地域主権推進一括法案の動向など、地方分権改革の進捗状況を踏まえた新たな提案やサポート体制の充実等により、市町村に対する権限移譲を引き続き推進します。

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・ 権限移譲率	%	目 標	37.7	42.0	45.0
		実 績	37.7	46.5	—
		達成率 (19年度)	100.0%	110.7%	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
42	県有施設の市町村・民間への譲渡の推進	観光課 県民文化政策課 市町村課 福祉政策課	○	継続

【取組目標】

- 観光に対する意識変化、県民ニーズ等を踏まえ、県有観光施設の今日的なあり方や必要性を再検討し、条件整理を行った上で、可能な限り地元自治体や民間への譲渡を進めます。
- 広域交流センター（鹿角、能代山本、本荘由利、湯沢雄勝）については、地元自治体との協議を踏まえて、譲渡を進めます。
- スポーツ施設・集会施設等の地域活性化施設のうち県が事実上管理していないものについて、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。
- 障害者自立支援制度や介護保険制度の導入など福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、県の役割を見直し、県が所有する社会福祉施設について、地元市町村や民間と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めます。

【実績】

- **観光施設**
平成20年4月に二ツ井総合観光センター及び矢立遊歩道を、平成21年4月に鹿角総合観光センターを地元自治体に譲渡しました。
宿泊施設、オートキャンプ場、サイクリングロード等の施設については、今後も譲渡に向けて交渉を継続し、地元自治体や民間への譲渡を進めます。
- **広域交流センター**
能代山本広域交流センターは平成20年10月に、鹿角及び本荘由利の2広域交流センターは平成21年4月に地元自治体にそれぞれ譲渡しました。
湯沢雄勝広域交流センターについても、平成22年度当初の譲渡で合意に至っており、当初の目標を上回り、順調に推進することができました。
- **地域活性化施設**
平成20年度、21年度は、地元自治体等に様々な機会をとらえて、譲り受けの意向確認及びその可能性の検討を要請しましたが、地元自治体等は施設を譲り受けた場合の大規模修繕の財政負担を懸念して譲渡受け入れに難色を示しています。
今後も、施設の譲り受けに係る具体的な条件等について協議するなど、引き続き譲渡に向けた取組を進めていきます。
- **社会福祉施設**
県有社会福祉施設について、地元市町村や民間法人と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めました。
今後は、より地域に密着した運営や自立した施設経営への転換に向け、貸与方式を含めた検討を進めます。
※譲渡の検討を進める社会福祉施設
【心身障害者コロニー】 【身体障害者更生訓練センター】
【阿桜園】 【高清水園】 【水林通勤寮】
【老人福祉総合エリア（南部、中央、北部）】

指 標 名	単位	現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
・ 県観光施設の譲渡条件整理数	施設	目 標	5	5	5
		実 績	5	4	—
		達成率	(19年度) 100.0%	80.0%	—

指 標 名	単位	現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
・ 広域交流センターの譲渡実施施設数 (18年度末対象施設数6)	施設	目 標	0	1	1
		実 績	1	2	—
		達成率	(19年度) —	200.0%	—

指 標 名	単位	現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
・ 社会福祉施設の譲渡実施施設数	施設	目 標	0	0	8
		実 績	0	0	—
		達成率	(19年度) —	—	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
43	地方分権、道州制論議の浸透と国への働きかけ	総合政策課	○	一部継続

【取組目標】

- 新分権一括法の制定に向けて、地方分権改革推進委員会による政府への勧告、政府による地方分権改革推進計画の策定に対して、全国知事会等を通じて本県も含めた地方の意向をできるだけ反映させます。
- 道州制に対する県民の理解促進のため、今後とも、その普及啓発に努めるとともに、国における道州制論議が加速する中で、本県も含め地方の考え方を全国知事会等を通じて国へ訴えていきます。

【実績】

■ 地方分権の推進

地方分権を推進するため、本県独自での国への提案・要望のほか、全国知事会等の場を通じ、本県の実情を踏まえた様々な提案・要望活動を行ってきました。

地方が一丸となった活動の結果、地域主権推進一括法（仮称）の制定や「国と地方の協議の場」の法制化などが行われることとなりました。

■ 道州制論議の浸透

道州制については、中央主導の議論とならないよう、全国知事会道州制特別委員会に本県の意見を反映させるとともに、国に対し、全国知事会を通じて地方の考えを提言しました。

政権交代により政府における議論はトーンダウンしているものの、道州制については、地方分権改革の実現と国民的な合意形成を図ることが大前提であるため、地方分権改革を着実に推進するとともに、広範な議論ができるよう、市町村や県民への情報提供などに努めていきます。

■ 県民理解の促進

県民の理解と関心を深めるため、県民との意見交換会やフォーラムを開催しました。

また、大学等への出前講座の実施や県政だよりの活用などを通じて、普及啓発に努めました。

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
44	新時代国土発展制度（1国2制度）の導入に向けた国への働きかけ	総合政策課	×	無
<p>【取組目標】</p> <p>◎ 地域間格差を是正し、地方も都市とともに発展するためには、地域の実情に応じて、異なった法人税率の適用、資金調達の円滑化、高速道路の低料金化による物流コストの低減などにより、地方への投資インセンティブを飛躍的に高め、企業立地の促進や雇用の拡大を図ることが必要であり、こうした制度の構築を国等に強く働きかけます。</p>				
<p>【実績】</p> <p>■ 平成20年度は、企業立地の促進等を図るための法人税の軽減税率の適用等や、中小企業の資金調達の円滑化を図るための信用補完制度における保険料率の引き下げ、企業立地を促進させるための高速道路料金の低料金化等、抜本的な制度改革を国に求めました。</p> <p>■ 平成21年度以降は、現知事の政策方針に基づき、地方分権改革推進委員会の累次の勧告や地域主権戦略会議の議論の動向等を踏まえた上で、より実現性の高い地域間格差是正策の実施を国に働きかけていくこととし、これまで提言してきた異なる法人税率適用等のいわゆる「1国2制度」としての要望活動は行わないこととします。</p>				

2 民間委託の促進と住民・地域団体との協働の拡大

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
45	社会貢献活動を行う企業や市町村、NPO等との協働の推進	地域活力創造課	◎	継続

【取組目標】

◎ 企業、NPO等及び市町村等が相互理解を図り、協働して社会貢献活動を行うためのきっかけづくりの場となる「企業との協働連携推進プラザ（仮称）」を遊学舎に設置するなど、様々な主体による協働が活発化するための環境を整備します。

【実績】

■ **社会貢献活動を行う企業訪問調査の実施**

県北・中央・県南の市民活動サポートセンター職員が、各企業の直接訪問、電話等による聞き取りにより、企業のCSR活動の情報を収集しました。
 （企業訪問件数 県北17件 中央44件 県南31件）

■ **企業プラザの設置運営**

企業CSR情報を遊学舎に設置した企業プラザに集約し、情報提供を行いました。
 （市民活動情報ネットによる情報提供企業数92社、備付ファイル数92社）

■ **CSRセミナーの実施**

企業CSR活動を積極的に行っている県内の企業等を講師に、企業、NPO等を対象としたCSRセミナーを開催しました。

■ **企業とNPOとのワークショップの実施**

企業とNPO等がお互いを知り、接点をつくとともに、CSR活動に積極的な企業とNPOとの具体・実地的な協働の可能性を検討するワークショップを開催しました。
 （平成20年度4回開催、平成21年度6回開催予定）

■ **研修会等の実施**

県職員、市町村職員、NPO等を対象に、協働の推進をテーマとした講演会や「協働コーディネーター」研修を実施し、県職員及び市町村職員の意識啓発に努めました。
 また、市町村とNPO等との協働の実態・意識を把握するため、「市町村における協働に関する実態調査」を実施するとともに、市町村担当職員を対象に、協働による地域づくりの促進を目的とし、県内3カ所で「協働推進市町村職員ブロック会議」を開催し、意見交換を実施しました。

■ 多様な主体による協働、人材育成、市民活動の情報提供は、重点的取組として今後も、ふるさと秋田元気創造プラン（仮称）で「協働社会構築戦略」として位置づけ、市民活動に対する県民の理解を促進し、協働による地域づくりを一層進めていきます。

指 標 名	単位	現状（年度）	20年度	21年度	22年度
・NPOと企業・市町村との協働をテーマとしたワークショップの数	目 標	0	1	4	4
	実 績		4	6	-
	達成率	（19年度）	400.0%	150%	-

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
46	県民との協働を推進するための仕組みづくり	地域活力創造課 総合防災課	○	継続

【取組目標】

- 県民との協働を全庁的に一層推進するため、「協働による地域づくり活動に関する宣言書（協働のための指針）」を踏まえた「協働の推進ガイド」を策定します。
- 職員が地域社会の一員として、消防団活動等の地域における様々な活動に参加することにより、地域や社会に貢献するとともに、県民の率直な意見等を把握し、同じ目線で政策や施策に結びつける等地域活動を通じて職員の意識改革を図ります。
- 職員が消防団活動により参加しやすい仕組みとして、特定の活動・役割にのみ参加する機能別分団・団員の制度導入の市町村の取組を促進します。

【実績】

■ 秋田県協働推進ガイドの策定と運用

協働推進の基本ルールや庁内の進行管理の仕組み等を定めた庁内向け「秋田県協働推進ガイド」を平成19年度に策定し、同ガイドに基づく平成20年度協働事業評価（評価件数75件）を実施のうえ、県ホームページで結果を公表するなど、様々な分野での協働の更なる推進に向けた取組を実施しました。

また、庁内の協働推進連絡会議において、全庁的な体制で進行管理を行いました。（3回開催）

■ 研修等による行政職員の意識啓発

県職員、市町村職員を対象とした協働に関する研修や意見交換会を実施することで、行政職員の意識啓発を図りました。また、協働の推進に向けた副市町村長と実践者等との意見交換会（平成22年1月）を行うなど、市町村のリーダーシップによる協働の一層の理解促進を図りました。

【平成20年度：県職員研修（2回）市町村職員研修（3回）】

【平成21年度：協働講演会（1回）協働コーディネーター研修（1回）市町村職員意見交換会（3回）】

■ 職員の消防団への入団促進

全国的な運動として展開している「消防団入団促進キャンペーン（1月～3月）」の実施に合わせ、情報活用支援システム（掲示板）を活用して、消防団の役割、活動内容及び現状等について職員へ周知を図るとともに、消防団への入団を呼びかけ、職員の入団促進に取り組みました。

■ 機能別分団・団員導入の取組

特定の活動や役割に限定して参加する新たな消防団制度（機能別団員・分団）の市町村での導入状況等について、その実態の調査・把握を行いました。その調査結果を踏まえ、未導入市町村において積極的な取組が促進されるよう、各種会議等あらゆる機会をとらえ、情報提供及び制度の導入要請を行いました。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・県とNPO等の協働の増加件数	件	目標	10	10	10
		実績	76	11	12
		達成率	(19年度)	110.0%	120.0%

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・市町村における機能別分団・団員の制度導入（職員が消防団に参加しやすい仕組みの整備）	市町村	目標	2	7	15
		実績	2	2	—
		達成率	(19年度)	28.6%	80.0%

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
47	自主的・主体的活動を支える資金調達環境の整備	地域活力創造課	◎	無

【取組目標】

◎ 県民や企業など民間が主体となりNPO・ボランティア活動を継続的に支える仕組みとして、ファンド等の資金調達環境の整備を図ります。

【実績】

■ **設立準備委員会への参画**

ファンド設立準備委員会（平成20年5月設立）へ参画し、NPO等との協議を重ねながら、NPO活動を社会全体で市民活動を支える仕組みである「NPOサポートファンド」の創立に向けた支援を行い、「あきたスギッチファンド」の運営主体「特定非営利活動法人あきたスギッチファンド」が平成21年4月に設立されました。

■ **ファンド運営へのサポート**

寄附を集めるための仕組み及び助成プログラムの構築等を行う運営委員会へ運営委員として参画（平成21年度6回）しています。また、資金の助成先の審査及び決定を行う選考委員会へ選考委員として関与し、ファンド運営への支援を行いました。さらに広報活動や助成事業の実務等に係るアドバイスを適宜行いました。

■ **一定の役割に応じたファンドへの支援**

ファンドを運営するNPO法人に対し、安定した収入確保策を企画する資金調達推進員（ファンドレイザー）の活動費、助成のための資金及び広報費等に対する支援を実施しました。

- ・ 第1回助成事業への補助（平成21年7月 採択団体 10万円コース9団体、30万円コース7団体）
- ・ ㈱秋田放送でのラジオ放送への広報費補助（平成21年7月～12月中 月1回）

■ **企業及び市町村への訪問**

ロータリークラブへの訪問など、「あきたスギッチファンド」への理解と協力を得るため、NPO等と協働して企業や市町村を訪問しました。

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
48	県民全体で支える森づくりの推進	森林整備課	◎	無

【取組目標】

◎ 地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有する森林を健全に守り育て、将来に引き継いでいくため、本県の森林環境を保全し、県民全体で森づくりを支える仕組みとして「秋田県水と緑の森づくり税」を導入します。

【実績】

■ **秋田県水と緑の森づくり税の導入**

平成20年4月1日に秋田県水と緑の森づくり税条例が施行され、森づくり税の徴収を開始しました。

■ **針広混交林化事業**

生育の思わしくないスギ人工林を対象とした誘導伐の実施により、広葉樹との混交林化を行いました。平成20年度は12地区222ha、平成21年度は13地区317haで実施しました。

■ **マツ林健全化事業**

松くい虫の被害を受け、枯れた松の伐採と健全化に向けた植栽の支援を行いました。平成20年度は7地区で150ha、平成21年度は6地区で223ha。

■ **里山林保全事業**

身近な里山を森林環境教育や森林体験活動の場として活用するための整備を行いました。平成20年度は6か所、平成21年度は5か所で調査、21年度は6地区で施設の整備を行いました。

■ **広葉樹林再生整備事業**

放牧跡地等を野生動植物が生息・生育できる広葉樹林に再生する事業を鹿角市で実施しました。
【実施面積 14 ha】

■ **県民参加の森づくり活動の推進**

「森林環境教育推進事業」は、平成20年度15件、平成21年度21件実施しました。
「森林ボランティア活動支援事業」は、平成20年度9件、平成21年度16件実施しました。
「森づくり県民提案事業」は、平成20年度28件、平成21年度35件実施しました。
このほか、県民参加の森づくりを推進するための各種事業の実施、「森づくりフォーラム」の開催や県ホームページや広報誌等への掲載などにより、県民参加による森づくりへの理解促進を図りました。

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
49	社会全体で支える子育て支援と教育の充実	子育て支援課 教育庁総務課	◎	継続

【取組目標】

◎ 本県の「人づくり」の土台となる「子育て支援」と「教育の充実」を社会全体で支えていきます。

【実績】

- **育児の社会化に向けた普及啓発を推進**
「すこやか子育て応援団」、「子育て応援フォーラム」、「子ども・子育て支援協議会（県内8カ所）」等の各種事業を実施しました。
- **企業における仕事と育児の両立支援の取組促進**
企業経営アドバイザーの派遣や、両立支援促進員による個別企業への働きかけを行うとともに、子ども・子育て支援に積極的な企業の表彰を行いました。
- **企業等による子育て家庭等への優待サービスの実施促進**
優待カード、協賛ステッカーを配布し、企業の協力による優待サービスの仕組みを通して、社会全体で子育てを支援する機運の醸成を図りました。
- **子育て団体等が主体的に活動できる仕組みの導入**
平成20年度は県内4か所（全県1、地区別3）でネットワーク構築研修会を開催するとともに、平成21年度は子育て関連のNPO法人を立ち上げようとする団体（1団体）への助成を行いました。
- **「教育立県あきた」を目指す取組の推進**
 - 少人数学習の推進
小1・小2・中1での少人数学級及び他学年での少人数授業（ティームティーチング）により、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育活動を行いました。
 - 高校生パワーアップ事業の実施
予備校講師等による夏季・冬季合宿セミナー等の実施、進路決定のためのキャリアアドバイザーの配置や研修会の実施、京都、大分などの国内高校や韓国などの海外の高校との生徒、教職員の交流、地域企業とのネットワーク形成として、ものづくりコンテストやものづくり講座など、高校生の学力・専門的技能と教員の指導力のパワーアップを図りました。
 - 秋田発・子ども双方向交流プロジェクトの実施
子どもたちの豊かな人間性と社会性を育み、秋田の魅力や地域力の再発見を通じた元気な地域づくりを進めるため、特定の体験テーマを設定するなど、より高い教育的効果の発現を図りながら、都市部と農村部など多様な地域との双方向の体験交流を促進しました。
 - ・ 首都圏の小学校と本県の小学校の双方向交流事業（平成20年度3組、平成21年度3組）
 - ・ 本県の小学校の都市等体験事業を6校で実施（平成20、21年度参加児童生徒数、229人）
- **県民総ぐるみで教育を支える運動の展開**
 - 放課後子ども教室推進事業の拡充
放課後や週末に児童の安全・安心な居場所を設置し、地域住民の支援による体験活動や学習活動の充実を図りました。（平成20年度140教室、平成21年度：140教室）
 - 学校支援地域本部事業の推進
学校と地域を結ぶ地域コーディネーターを配置し、地域住民による学校支援活動を行う取組（24市町村（4特別支援校含む）で実施）を進め、地域全体で学校を支援する仕組みづくりを推進しました。
 - 「あきた教育の日」の推進
県民一人一人が教育に関心を持ち、社会全体で教育の充実を支えるという認識を共有し、「教育立県あきた」を目指すため、平成20年度に「あきた教育の日」（11月1日）を制定しました。
- **学校の地域貢献の拡充**
若い力で地域の活性化に寄与する高校生ボランティア活動推進事業を実施しました。
【平成20年度：公立高校39校(5,103人) 平成21年度：公立高校36校(4,692人)】

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
50	アウトソーシングの拡大	総務課	○	継続

【取組目標】

- 「外部委託できないものは何か」という観点から、事務事業の一層のアウトソーシングを推進します。
- ◎ 民間からの提案に基づき、行政と民間が対等の立場で協議し、新たな役割分担を構築する協働化テストを実施します。

【実績】

■ 事務事業の再点検（スプリングレビュー）による民間委託の推進

平成20年度に実施した事務事業の見直し（スプリングレビュー）により全ての事務事業を総点検した結果、1,004の事務事業が見直しの対象となり、そのうち43件を「民間等への業務委託」と整理しました。

■ 秋田県版協働化テストの実施

企業、NPO等からのアウトソーシングの具体的提案を募集し、その提案に基づき、行政と民間が対等の立場で協議し、新たな役割分担を構築する「秋田県版協働化テスト」を実施して、民間と協力しながらアウトソーシングを推進しました。

協働化テストの実施にあたっては、スプリングレビュー等の結果を踏まえ、アウトソーシングを検討する事務事業の中で課題の解決を必要とする事務事業及びテーマについてリストを作成し、公表しました。その結果、県内外の企業やNPOなど6法人から15件の提案があり、個別の提案については、提案者と県が提案内容についての意見交換を行い、アウトソーシングの可能性等を検証しました。

■ 指定管理者制度への移行

指定管理者制度については、児童会館、農業研修センター（生態系公園）、中央男女共同参画センター、環境と文化のむら、十和田湖公共下水道、流域下水道（北部・中央・南部）の8施設が、平成21年4月までに指定管理者制度に移行しました。

それ以外の施設についても所管課と協議の上、廃止を含め施設のあり方を検討しました。今後は指定管理者制度の運用の適正化によるサービス向上に重点を置いていきます。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・新規アウトソーシング業務数	件	目標	25	25	25
		実績	16	17	—
		達成率	(19年度) 64.0%	68.0%	—

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・新規指定管理者移行施設数	箇所	目標	2	4	3
		実績	2	6	—
		達成率	(19年度) 100.0%	150.0%	—

3 時代の変化に応じた県有資産の有効活用

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
5 1	公共施設の有効活用の推進	地域活力創造課 総務課 子育て支援課	◎	継続

【取組目標】

- 公共施設の有効活用を図るため、利用度の低い施設等について、本来の使用目的にかかわらず、住民ニーズに沿った利用を積極的に推進します。
- 公共施設別に利用者数等の目標を毎年度設定して利用拡大に努めるとともに、その状況を公表するほか、利用者の満足度を高めるためのサービス改善を進めます。
- ◎ 子どもを連れた親たちが気軽に集い交流できる場の充実を図るため、県有施設への親子が利用できるスペースや設備等の設置を進めます。

【実績】

■ 本来の使用目的外の利用促進

構造改革特区・地域再生制度を利用した施設の目的外利用等について、「もみじキャラバン・地域活性化応援隊派遣相談会 in 秋田（内閣府との共同開催）」の開催や「県庁出前講座」による特区・地域再生制度の説明等を通じて市町村や県民へ周知を行い、制度の活用を促しました。

■ 公共施設の利用者数等の目標及びサービス改善の取組の公表

公共施設の利用者数等の目標を設定し、前年度実績とサービス改善のための具体的な取組と併せて県ホームページ等で公表してきました。

今後は、公共施設の具体的な取組状況の公表に加えて、利用者数等の目標の達成率も含めたモニタリングを統一的に実施するなど、利用者がよりよいサービスを受けられるような仕組みづくりに取り組みます。

■ 親子が利用できるスペースや設備等の設置

平成20年度に、秋田ふるさと村、男鹿水族館、県立体育館、県立総合プール等、新たに13の県有施設について、絵本やおもちゃを備えた幼児コーナーを設置し、対象とした全28施設において、親子が利用できるスペースや設備等の設置を完了しました。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・親子が利用できるスペースや設備等の設置数の累計 (対象施設数28箇所)	目標	15	28	—	—
	実績		28	—	—
	達成率	(19年度)	100.0%	—	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
52	自治研修所の有効活用	人事課	△	継続

【取組目標】

- ◎ 自治研修所の研修室及び宿泊施設の有効活用の観点から、当初の設置目的にとらわれず、民間企業や団体の研修等での利用を促進するとともに利用方法等の周知策を講じます。
- また、自治研修所実施の研修を県・市町村職員以外にも受講対象を広げるなど、自治研修所研修のあり方も含め幅広く検討を進めます。

【実績】

- 県内各種団体に自治研修所利用について調査を行ったところ、調査対象107団体中8団体から利用を検討するとの回答を得られたことから、研修室、宿泊室の外部利用を想定した規定の整備について検討しました。
- 平成20年度は民間研修として、県内大学、商工団体の2件の利用がありました。平成21年度からは第3セクター等の団体職員にも受講対象を拡大し、県職員・市町村職員・第3セクター等職員の合同研修を実施しています。今後も効果的に職員の能力向上を図るため、自治研修所を人材育成の場として研修の質の向上に努めます。
- 自治研修所施設の利用に係る需要調査や各都道府県の活用状況調査の結果を踏まえて、施設の利用について引き続き各種団体等へ呼びかけを実施するとともに、今後も効率的な施設運営について検討していきます。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・研修の開催回数目標(うち民間研修)	目標	125	130(2)	135(4)	140(6)
	実績	(0)	149(2)	166(0)	—
	達成率	(18年度)	114.6%(100.0%)	123.0%(0.0%)	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
53	職員公舎・知事公舎のあり方検討	人事課 財産活用課 学術振興課 教育庁総務課施設整備室 秘書課	×	継続

【取組目標】

- ◎ 職員公舎については、利用実態等を踏まえ、現行の公舎整備計画を凍結し、今後も職員の入居が見込まれない空き公舎については、他の利用による有効活用を促進します。併せて家賃についても見直しを検討します。
- ◎ 教職員公舎については、老朽化の進行と住環境ニーズの変化により、入居率が低い状態となっている木造一戸建の公舎を解体・所管換し、現有の半数程度（約 60 棟）を処分するとともに、知事部局管理公舎と教育委員会管理公舎の両部局職員による相互利用を可能とするなど、財産活用のロスを解消します。
- ◎ 知事公舎については、存廃を含め、そのあり方について見直しを検討します。

【実績】

■ 職員公舎の有効活用

現行の公舎整備計画を凍結するとともに、利用実態に合わせて老朽公舎の解体や県立大学大潟村公舎を大潟村に売却する等、他用途での活用や処分の促進を図りました。

また、公舎の入居基準の見直しや知事部局・警察・教育庁間の相互利用、独身者の世帯公舎への入居など条件緩和を行うなど、空き公舎解消への取組を行ってきました。

しかし、計画策定当初に比して、近年は職員数の減少や高速道路整備による通勤圏の広域化、職員の住居への意識の変化などが公舎離れを招いており、空き公舎は増加に転じています。

■ 家賃の見直し

県内の各地域振興局管内における公舎周辺の類似の民間賃貸住宅について、家賃、設備等の実態調査を実施したほか県内企業における社宅家賃の家賃設定基準等の情報収集を実施しました。

その結果、民間賃貸住宅等との比較においては、設備面や、建築主の利潤等、職員公舎には見られない費用付加があること、また、公舎については、職務の効率的な遂行につながるといった福利厚生面での位置づけや制度的には国家公務員宿舎法の運用と同様であることなどを考慮すると、家賃が不当に廉価であるとは言い切れないことから、現行の家賃は適切な水準を保持しているものと判断されます。

現在の家賃については、国家公務員宿舎法に準じ設定していますが、国の動向を踏まえ必要に応じ見直しすることとします。

■ 知事公舎のあり方の見直し

平成20年度は全国の知事公舎の状況調査を、平成21年度は管理体制の見直しを実施し、知事公舎に勤務する非常勤職員の勤務時間の短縮を図りました。知事公舎については、現在、知事が入居していることから、当面存続させることとしますが、管理体制等のあり方については、今後も引き続き検討を続けていくこととします。

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
			・ 空き公舎戸数	戸	150
			99	129	—
		(19年度)	48.6%	18.3%	—

4 県民視点、県民満足度向上の徹底

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
54	徹底した情報公開の推進	広報広聴課	×	無

【取組目標】

- ◎ 県民や企業等が、必要な情報をいつでもどこでも分かりやすく入手できる環境を整備するため、県の保有する行政資料をインターネットから検索できる新文書管理システムを導入し、情報公開を徹底します。

【実績】

- 地域振興局、教育庁、議会事務局、各委員会、公文書館において行政資料の管理や新文書管理システムの目的などについて検討するとともに、文書の永年保存の取り扱いに関して、文書主任会議等で意見聴取し、保存期間に関して文書管理規則の改正など、制度に関する検討及び関係部署との調整を行いました。
- 特定端末による文書管理入力の改善、文書発送の電子化、文書簿冊の適正管理ためのバーコードの導入など、新文書・行政資料管理システムに関する検討及び調整を行いました。
- しかし、開発経費が高額となることから、費用対効果を考慮し、インターネットから行政資料の内容を直接検索できるシステムは構築しないこととし、老朽化した現行システムの更新に止めることとしました。
 今後は、県政情報資料室に備え付ける行政資料の充実に努めるとともに、その一覧表を美の国あきたネットに掲載するなど、一層の情報公開を推進してまいります。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・行政資料登録数	件	0	0	0	30,000
	目標		—	—	—
	実績 達成率	(19年度)	—	—	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
55	新たな広報戦略に基づく広報・広聴の推進	広報広聴課	○	継続

【取組目標】

- 秋田の競争力強化を図るため、「県政」の広報からトータルな「秋田」の広報へ転換し、県内外に、これが「秋田県」だとすぐに理解されるイメージコンセプトを確立します。
- また、県民一人ひとりが地域や全国、世界へと秋田の元気を発信するため、キャッチコピーやイメージマークを募集・作成するとともに、「県民レポーター」を設置し、広報紙への寄稿など県民参加型広報を推進します。
- さらに、チラシやパンフレット、イベントや財源などの広報資源を集約化し、効率的な広報を実施するとともに、研修等による職員のレベルアップを図り、効果的な広報・広聴を行います。

【実績】

- 「秋田」のイメージコンセプトの確立
秋田のイメージ、認知度を高める戦略として決定された、新キャッチコピー・マーク「秋田で元気に！」を活用した県内外へのPR活動や県民の元気喚起のためのテレビ番組、テレビスポットCMの放映等、総合的なキャンペーンを展開しました。
- 参加型広報の推進
県民レポーターによる広報紙・テレビ番組等での地域情報の発信や、県外の秋田県出身者及び秋田に縁のある方々を登録した「秋田の応援団人材データベース」構築及び県ホームページへの応援メッセージ掲載など、参加型広報を推進しました。
- 広報資源の集約化
各課が全戸に配布したい情報を広報紙に集約化し、効率的な広報を実施しました。
- 広報力の強化
広報力の強化を図るため、職員自らが広報パーソンとして情報発信する県職員ブログ「秋田で元気に！」を開設し、話題性のあるタイムリーな情報や秋田の魅力を発信しました。
また、効果的な広報・広聴を推進するため、職員のスキルアップ研修を5回開催しました。
- ホームページの充実
ホームページに既存の英語に加え、中国語、韓国語、ロシア語表記を追加し、外国語ページを拡充しました。

指 標 名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
			66	68	70
・県の広報活動を評価する県民の割合 (県民意識調査による)	%	64	60	60	—
		(19年度)	90.9%	88.2%	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
56	審議会の統廃合など県民の意見を聴く仕組みの再構築	総務課 男女共同参画課	△	継続

【取組目標】

- 既存審議会等については、活動状況や審議内容を随時点検し、委員定数の見直しのほか役割の低下・終了した審議会等や特に要綱設置の審議会等の統廃合を引き続き推進するとともに、新設については必要不可欠なものに限定します。
また、県民の意見を聞く機会を多くするため、委員の公募を一層拡大するとともに、引き続き女性委員の登用を進めます。
- ◎ 要綱等により設置される審議会の公募委員に対し支払われる謝金について見直します。
- 県民意見提出手続（パブリックコメント）の対象を現状の条例等に加え、規則や審査基準、処分基準、行政指導指針にも拡大します。

【実績】

- 審議会等の統廃合等
既存審議会等について活動状況や審議内容を点検するなどして5件の審議会等及び2件の分科会等を統廃合するとともに、審議会等の新規設置については、総務課に事前協議することとし要綱を改正（平成21年10月）しました。
- 公募及び女性委員の登用
・ 審議会等委員の共同公募については、2か年で、年に2回ずつ、合わせて75の審議会等で公募を行いました。公募にあたっては、学生を含めた若い世代からの登用を求めて、県内各大学にもパンフレットを設置しました。
・ 改選期を迎える審議会の所管課に対し、人選における慣例や職務指定規定の見直しなど、女性委員比率向上の取組を要請しました。また、男女共同参画推進員研修会を通じて、審議会等における女性委員比率向上の必要性について研修を実施しました。
・ 政策・方針決定過程へ参画できる女性人材を育成するセミナーを開催するとともに、女性人材リストの整備と情報提供を行いました。これらにより、平成21年度末における女性委員比率は33.1%に上昇しました。
- 謝金の見直し
平成20年度から公募委員の謝金の上限を5千円としました。
- パブリックコメントの対象拡大
パブリックコメントの対象拡大について庁内において調査・検討し、対象を審査基準、処分基準、行政指導指針に拡大することとしました。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・ 審議会等の統廃合数	件	目標	5	5	5
		実績	5	0	—
		達成率	(19年度) 100.0%	0.0%	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
57	適正な公共調達を行うための取組	建設管理課 技術管理室 総務事務センター	○	継続
<p>【取組目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての工事に条件付き一般競争入札を導入（指名競争入札の原則廃止）するとともに、過度な低入札受注の排除・防止に向けてダンピング対策を強化します。また、工種・金額に応じた応札可能業者数のあり方を検討します。 ○ 総合評価落札方式や施工能力重視型入札等の多様な入札・契約方法を活用するとともに、適用工事の拡大を図ります。 ◎ 土木関係建設コンサルタント業務委託について、地域要件等の入札参加資格要件を付した条件付き一般競争入札の導入を進めます。また、その他の建設コンサルタント業務についても試行を拡大し、導入を検討します。 ◎ 250万円を超える印刷物の発注について、地域や印刷設備等の入札参加資格要件に付した条件付き一般競争入札の導入を進めます。 				
<p>【実績】</p> <p>■ 入札制度の見直し</p> <p>平成20年4月から、原則として全ての工事に条件付き一般競争入札を導入しました。また、過当競争の激化による経営環境の悪化を防止するため、平成20年10月から最低制限価格の引き上げ等の低入札防止対策を行うとともに、平成21年11月からは、低入札受注の繰り返しに対して指名差し控え措置を講じることとし、対策の強化を図りました。</p> <p>平成21年9月から地域の建設業者の果たす役割や信頼度を適切に評価するため、1億円以上3億円未満の一般土木工事の地域要件を全県からブロックエリアに見直しました。</p> <p>■ 多様な入札・契約方法の活用</p> <p>総合評価落札方式の適用工事の拡大を実施し、平成21年度は157件を実施しましたが、経済対策による早期発注、県内建設業者への受注機会確保による分離・分割発注に伴い、当初見込みより工事件数が若干減少しました。</p> <p>平成20年4月～21年8月まで施工能力重視型入札の試行を4件実施しましたが、1億円以上3億円未満の一般土木工事地域要件の見直しに伴い、平成21年9月から当該入札方式の試行を取り止めました。</p> <p>■ 建設コンサルタント業務</p> <p>平成20年4月から、土木関係建設コンサルタント業務（予定価格が3百万円以上）及び建築関係建設コンサルタント業務（予定価格が5百万円以上）において、条件付き一般競争入札を試行し、平成21年5月からは、それぞれの予定価格が上記未満のものにおいても試行しました。</p> <p>これにより、上記コンサルタント業務の外、測量、地質調査、補償コンサルタント及び環境調査のすべての建設コンサルタント等業務（6業務）において、条件付き一般競争入札の試行が導入されました。今後は、試行結果を踏まえ、平成22年4月に本格完全実施に移行します。</p> <p>■ 印刷物に係る一般競争入札の導入</p> <p>平成20年4月から、250万円を超える印刷物の発注に係る入札方法を、これまでの指名競争札から条件付き一般競争入札に変更しました。</p>				

指 標 名	単位		現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
・ 総合評価落札方式 適用工事割合 (適用工事件数 / 4,000 万円以上の工事件数 × 100)	%		19.7	30	40	50
		目 標				
		実績		29.3	38.3	—
		達成率	(18年度)	97.7%	95.8%	—

指 標 名	単位		現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
・ 施工能力重視型入札実施件数	件		2	5	7	10
		目 標				
		実績		3	—	—
		達成率	(18年度)	60.0%	—	—

※H21年9月から当該入札方式の試行を取り止めたため、21年度実績は評価しない。

指 標 名	単位		現状 (年度)	20年度	21年度	22年度
・ 建設コンサルタント業務の条件付き一般競争入札の実施割合	%		0	20	50	100
		目 標				
		実績		29.6	53.5	—
		達成率	(18年度)	148.0%	107.0%	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
58	内部通報制度の充実	総務課 教育庁総務課 警察本部警務課	◎	無
【取組目標】				
◎ 職員の非違行為を防止するため、これまで設置していた公益通報の内部受付窓口に加え、新たに弁護士等外部の有識者による独立した通報窓口を設置します。				
【実績】				
■ 平成19年11月に知事部局・教育庁・警察本部において、内部通報に係る事務処理の適正を確保するため、弁護士による外部窓口を設置しました。				

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
59	職員の営利企業への再就職の制限	人事課	○	継続

【取組目標】

◎ 適正な公共調達を確保するため、職員の営利企業への再就職制限や退職した県職員等からの働きかけを防止する措置を講じます。

【実績】

- **営利企業への再就職の自粛**
本庁課長級以上の職にある職員について、退職後2年間は、退職前5年間に在籍していた県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職することを自粛するよう求めました。(平成20、21年度)
- **営利企業へ再就職した者の営業活動等の制限**
退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職した職員であった者については、退職後2年間は、県への営業活動等を自粛するよう求めました。(平成20、21年度)
- **誓約書の提出**
退職前5年間に在職した県の機関と密接な関係にある営利企業へ再就職しようとする職員(職員であった者を含む。)は、退職後2年間は、その再就職のつど県への営業活動等を自粛する旨の誓約書を県に提出するよう要請しました。(平成20、21年度)
- **職務に対する働きかけについての取扱要綱の策定**
退職した県職員等からの不当な働きかけを抑止するため、公共事業の契約・発注関係等について不当な働きかけを受けた場合の手続きを定め、周知を図りました。(平成20年度)
- **報酬、退職金の制限**
平成21年度に再就職に関する取扱を改正し、県が出資する県内法人及び県が設立する地方独立行政法人に再就職する際の取扱として、県への紹介依頼方法、報酬の上限、退職金の不支給に関し規定を設けました。

5 第三セクターの徹底的な見直し

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
60	整理合理化指針の着実な推進と新たな整理合理化の取組	総務課	○	継 続

【取組目標】

- 「第2次第三セクター整理合理化指針（平成17年～19年）」による取組の実績を踏まえ、新たに「第3次第三セクター整理合理化指針」を策定します。
- 経営改善等の取組が必要な法人を選定し、「第3次第三セクター整理合理化指針」に基づいて具体的な改善目標を掲げ、改善の取組を着実に推進します。

【実績】

- 平成20年度は、第2次第三セクター整理合理化指針（平成17年12月策定）の取組実績を踏まえて取組目標を再点検するとともに、所管課及び第三セクターと協議・調整の上、新たに8法人を加えた第3次第三セクター整理合理化指針（平成20～22年）を策定しました。
- 平成21年度は、策定した第3次第三セクター整理合理化指針の取組状況について、所管課に対してヒアリングや実績調査を行い、新たな公益法人制度の内容も踏まえて、適宜助言や指導を行いました。
- 平成22年度も引き続き、第3次整理合理化指針に基づいた取組を実施し、所管課を通じた指導等により期間終了時の全23法人の目標達成を目指します。

指 標 名	単 位	目 標	現 状 (年 度)	20年度	21年度	22年度
				・第3次第三セクター整理合理化指針目標達成累計法人数	法人	実 績
達成率		5	11			-
				71.4%	91.7%	-

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
61	経営指導の強化等による経営の合理化・効率化の推進	総務課	○	継続

【取組目標】

- 第三セクターの法人個々の経営状況を踏まえ、経営評価・指導を集中的に行い、一層の経営合理化・効率化を進めます。
- 職員の採用については、透明性・公平性の確保のため、引き続き共同採用試験を実施します。また、職員の資質向上や法人の活性化を図るため、引き続き第三セクター間や県との積極的な人事交流を進めます。
- 県退職者を含む県の人的関与は、第三セクターの自主性・機動性を損なわないよう必要最小限にとどめます。県関係者による常勤役員への就任に当たっては、氏名を公表し透明性に配慮するとともに、その経営責任を明確にします。

【実績】

■ 経営評価・指導の実施

平成20、21年度ともに、県の第三セクター40法人に対して、公認会計士による財務諸表の点検、ヒアリング等を通して経営評価を実施し、その結果を「秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表」に総括し、県のホームページや県政情報資料室において公開しました。

■ 共同採用試験・人事交流の推進

共同採用試験については、10月と1月に実施する年2回の試験を中心に、随時の欠員募集を含めて年4、5回程度実施し、第三セクターの職員採用の事務手続きの効率化を図るとともに、採用の透明性・公正性の確保に努めました。

人事交流は、平成20年度は双方交流の希望があり、目標を上回りましたが、交流期間終了後の新規の交流希望法人が増えなかったため、平成21年度は目標に及びませんでした。

■ 人的関与の透明性

県退職者の再就職に係る透明性を確保するため、退職金等支給方針に基づき、県が25%以上出資する法人が県退職者の就任要請を行う際は、職務内容や課題等を明示させることを所管課に対して周知してきました。また、平成22年度以降に再就職する県退職者については、退職金・功労金等の支給を一切受けないこととしました。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・人事交流実施法人数(派遣法人・受入法人の計)	目標	10	10	12	14
	実績		12	9	—
	達成率	(19年度)	120.0%	75.0%	—

改革項目	取組の全体概要	所管部課	評価結果	新行革大綱への対応
62	経営やサービスの改善のための目標管理制度の見直し	総務課	◎	無

【取組目標】

- ◎ 第三セクターの経営状況や改善に向けた取組状況を、より客観的に評価し、法人自らの改善へ向けた取組を促進するため、新たな「経営改善指標・事業成果指標」の設定を行います。
- ◎ 新たに、「顧客満足度調査」の結果を受けて実施する取組の状況を公表し、県民ニーズに即したサービスの向上を進めます。

【実績】

■ 経営改善指標・事業成果指標

第三セクターの経営状況等を的確に把握し、法人自らの経営改善へ向けた取組みを促進するため、「秋田県第三セクター経営概要書・経営評価書」で設定している「経営改善指標・事業成果指標」について、より適切な指標がないか見直しを行うとともに、その実績を公表しました。

■ 顧客満足度調査による取組

顧客満足度調査の結果を受けて各第三セクターが実施するサービス改善のための取組状況を、「秋田県第三セクター経営概要書・経営評価表」に掲載し、公表しました。

指標名	単位	現状(年度)	20年度	21年度	22年度
・顧客満足度調査を反映した取組を公表し、実施した法人の割合	目標	0	100	100	100
	実績		100	100	—
	達成率	(19年度)	100.0%	100.0%	—